

資料 131-1

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
等について

(諮問第3162号)

＜目 次＞

1 諒問書	1
2 概 要	2
3 改正案	35

(公印・契印省略)

諮詢第※※※号
令和5年3月3日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 川瀬 昇 殿

総務大臣 松本 剛明

諮詢書

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正することとしたい。

については、改正法附則第2条並びに改正法による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条第3号及び第4号の規定に基づき、上記のことについて諮詢する。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する 省令案等について

令和5年 3月3日

総務省
総合通信基盤局
電気通信事業部
事業政策課

- 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について
(電気通信事業法の一部を改正する法律(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度関係)を踏まえた規定整備)

- 参考資料
(電気通信事業法の一部を改正する法律(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度関係)を踏まえた規定整備 等)

電気通信事業法施行規則等の一部改正について (電気通信事業法の一部を改正する法律(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス関係)を踏まえた規定整備)

電気通信事業法の一部を改正する法律(概要)

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定のブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度を創設する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する利用者情報について適正な取扱いを義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務を課す。

- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)の概要

(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要) 赤枠部分が諮詢対象

- 令和4年6月に成立した改正事業法により、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度を創設。この制度では、
 - ① 総務省令で定めるブロードバンドサービスを第二号基礎的電気通信役務^{※1}（二号基礎的役務）に位置付け、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、二号基礎的役務を提供する事業者に対して業務規律を課すとともに、
 - ② あまねく全国での提供を確保するため、支援区域で二号基礎的役務を提供する事業者に対する交付金制度を創設。

※1 ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。電話に関するユニバーサルサービスが、第一号基礎的電気通信役務

(1) 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に課す業務規律

- 二号基礎的役務を提供する事業者に対し、契約約款の届出義務^{※2}、役務提供義務、技術基準適合維持義務等を課す。

※2 特段の合意（いわゆる相対契約）がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能

(2) 支援区域で第二号基礎的電気通信役務を提供する第二種適格電気通信事業者に対する交付金制度

P7~12

P13

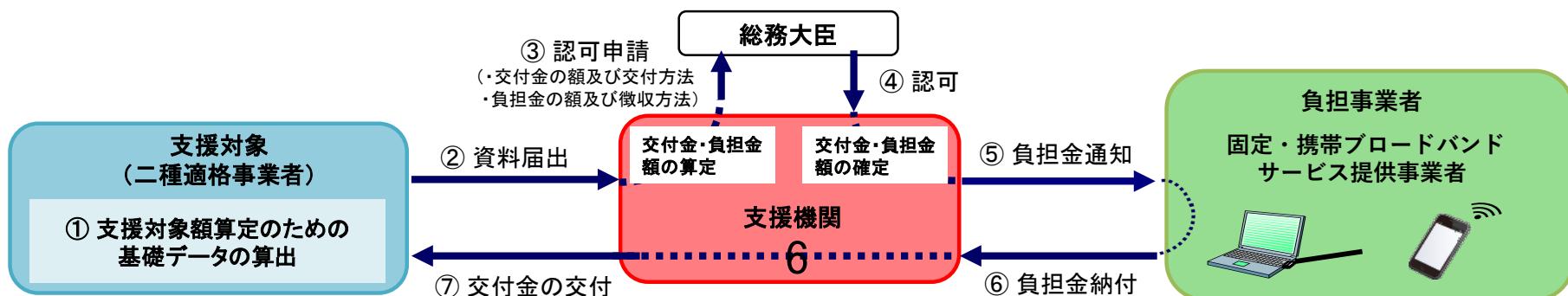
- **支援区域**（総務大臣が指定。）**で二号基礎的役務を提供する第二種適格電気通信事業者**（二種適格事業者。申請に基づき総務大臣が指定^{※3}）に対し、第二種交付金（全国のブロードバンドサービス提供事業者から徴収する第二種負担金を原資）を交付^{※4}し、支援区域における二号基礎的役務の提供に係る維持費用の一部を支援。

P15~17

P14

※3 指定の要件： 二号基礎的役務の業務区域の範囲が一以上の支援区域の全部を含むこと、二号基礎的役務に関する収支の状況等を公表していること

※4 交付の要件： 支援区域において、総務省令で定める規模の電気通信回線設備を設置して、総務省令で定める期間継続して二号基礎的役務を提供すること



第二号基礎的電気通信役務の範囲(法第7条第2号関係)

(基礎的電気通信役務の提供)

第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき次に掲げる電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

一 (略)

二 **高速度データ伝送電気通信役務**（その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一緒にして設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速度で送信し、及び受信することが可能なものの①専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務をいう。第二百十条の五第一項において同じ。）であつて②総務省令で定めるもの（以下「第二号基礎的電気通信役務」という。）

総務省令で定める事項

[高速度データ伝送電気通信役務から除く電気通信役務で用いられる電気通信設備]

① 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として、「専らインターネットへの接続点間の通信の用に供する電気通信設備」を総務省令で規定し、これを用いて他人の通信を媒介する電気通信役務を高速度データ伝送電気通信役務から除外する。

[第二号基礎的電気通信役務に位置付ける電気通信役務]

② 次に掲げる高速度データ伝送電気通信役務を第二号基礎的電気通信役務に位置付ける。

- ・ **FTTH**
- ・ **CATVインターネットのうちHFC方式** (※ 1)
- ・ **ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）** (※ 2)

※ 1 : Hybrid Fiber Coaxial。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式。

※ 2 : 固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル 5G）を用いて提供するもの。

第二号基礎的電気通信役務の範囲(法第7条第2号関係)

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】2.(3)②(ウ)考え方

ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)は、携帯電話事業者がモバイル回線を用いる場合と異なり、固定ブロードバンド専用の無線回線を構築しているため、ユーザーの利用集中により通信の安定性が損なわれる懸念が少ないと考えられる。

また、(一社)日本ケーブルテレビ連盟(以下「CATV連盟」という。)によると、実際にワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)を提供しているCATV事業者においては、通信品質を確保するための取組として、接続先を特定世帯に限定して、無線のカバレッジや送信電力などを適切に設定し、トラヒックの管理を行っているケースや、加入者宅を訪問して、より無線が届きやすい窓側などに端末を設置するなどの加入者サポートを行っているケースがあるとのことである。

こうした点を踏まえると、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)の提供については、FTTH及びCATV(HFC方式)と一定程度同等の通信品質が確保可能であることから、二号基礎的役務に含めることが適当である。

一般支援区域・特別支援区域の指定①(法第110条の2関係)

－支援区域の指定単位等－

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第一百十条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、①総務省令で定めるところにより、全国を②総務省令で定める地域の単位に分けた区域（以下この項及び次項において「単位区域」という。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの（同項各号のいずれにも該当するものを除く。）を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「一般支援区域」という。）として指定することができる。

一・二 (略)

2 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、①総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができる。

一・二 (略)

3～4 (略)

総務省令で定める事項

[支援区域の指定の根拠]

① 支援区域の指定は、回線設置事業者による第二号基礎的電気通信役務の提供区域（※3）の報告に基づくこととする。 ※3：全ての世帯数に占める、設置しているアクセス回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供が可能な世帯数の割合。

[支援区域の指定の単位]

② 支援区域を指定する地域の単位は、町又は字とし、総務省のホームページに掲載して示すものとする。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】4.(3) (ウ) 考え方

総務省が支援区域を指定するためには、町字単位で、二号基礎的役務を提供している回線設置事業者が1者以下の地域を把握する必要があることから、電気通信事業法第166条第1項に基づき、当該回線設置事業者を対象として、町字単位で提供区域の報告を求めることが適当である。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】4.(1) (イ) 考え方

ブロードバンドサービスは、事業者間のサービスエリアの競合が複雑に発生し、同一の都道府県や市町村に複数の事業者が存在することが少なくない。

そのため、支援区域の指定に当たっては、仮に都道府県や市町村単位で指定を行った場合、競争中立性等の観点から「1者以下の提供」が必要とされているため、大半が複数事業者の存在を理由として支援区域から外れることとなり、交付金制度の目的が達成されないおそれがあることから、運用可能な最小の地理的単位である「町字」を単位として行うことが適当である。

一般支援区域・特別支援区域の指定②(法第110条の2関係)

－支援区域の指定要件(モデル上の赤字地域)－

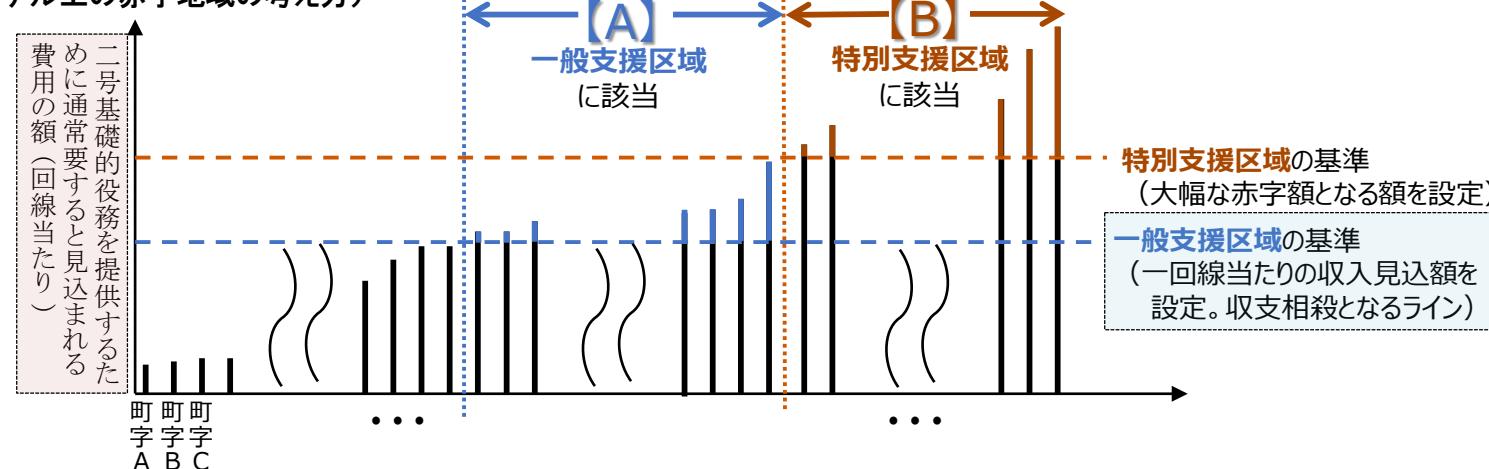
(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第一百十条の二 (略)

一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。

二 (略)
2~4 (略)

(モデル上の赤字地域の考え方)



総務省令・告示で定める事項

[モデル上の赤字額の算定方法]

支援区域の指定要件である「モデル上の赤字額」の算定方法は、

- ・ **一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法** (※4) により算定される額

から

告示で規定

- ・ 一回線当たりの平均的な収入見込額である**月額3,869円** (※5)

※4 : 具体的な内容については、モデル構築の検討結果を踏まえて定める予定。

を減じることとする。

※5 : FTTH市場における主要な設備設置事業者（シェア上位6者（当該6者のシェアの合計が80%超）（（株）オプテージ、KDDI（株）、ソニーネットワークコミュニケーションズ（株）、中部テレコミュニケーション（株）、西日本電信電話（株）、東日本電信電話（株）））の戸建て向けFTTHアクセスサービスの月額料金（プロバイダ料金を除く。）の平均値（2022年3月末時点）。

一般支援区域・特別支援区域の指定②(法第110条の2関係)

－支援区域の指定要件(モデル上の赤字地域)－

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】4.(1)(イ)考え方

一般支援区域となる「総務省令で定める方法に基づき推計した当該区域の二号基礎的役務の提供に係る収支が赤字と見込まれる地域(以下「モデル上の赤字地域」という。)」の特定に当たっては、町字単位で二号基礎的役務の収支を算定する必要があるところ、当該収支は、当該区域で二号基礎的役務を提供したときに通常要すると見込まれる費用から通常生ずる収益を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額を用いることとしている(改正電気通信事業法第110条の2第1項第1号)。

当該収支を区域ごとに算定するためには、当該区域ごとの会計の整理が必要となるなど事業者の規制コストが大きくなる。また、交付金額の肥大化を防止するためには、事業者固有の非効率性に起因する費用を排除した費用や事業者固有の料金戦略に起因する収益を排除した収益とする必要がある。

そのため、この算定に当たっては、標準的なモデルを用いることとし、費用については「町字」の面積や世帯数を用いて1回線当たりの費用を推計し、収益については1回線当たりの平均的な収入見込額を設定することが適当である。

一般支援区域・特別支援区域の指定③(法第110条の2関係)

—特別支援区域の指定要件—

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第一百十条の二 (略)

2 (略)

— (略)

イ (略)

当該単位区域の地理的条件その他の①総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として②総務省令で定める場合に該当すること。

二 (略)

3～4 (略)

総務省令で定める事項

[特別支援区域の指定要件] (「モデル上の赤字地域」に該当する「未整備地域」や「公設地域」を特別支援区域に指定)

- ① • 単位区域ごとに報告した電気通信回線設備の規模 (7頁参照) 又は、
- 電気通信回線設備を所有する者

を単位区域の「地理的条件その他の事項」として総務省令で定め、

- ② モデル上の赤字地域 (11頁の図における【A】の地域) であっても、
 - 当該単位区域における電気通信回線設備の規模 (7頁を参照) が総務省令で定める規模 (50% (12頁参照)) を超えない場合 (未整備地域) 又は、
 - 当該単位区域で設置される電気通信回線設備の所有者が地方公共団体である場合 (公設地域)

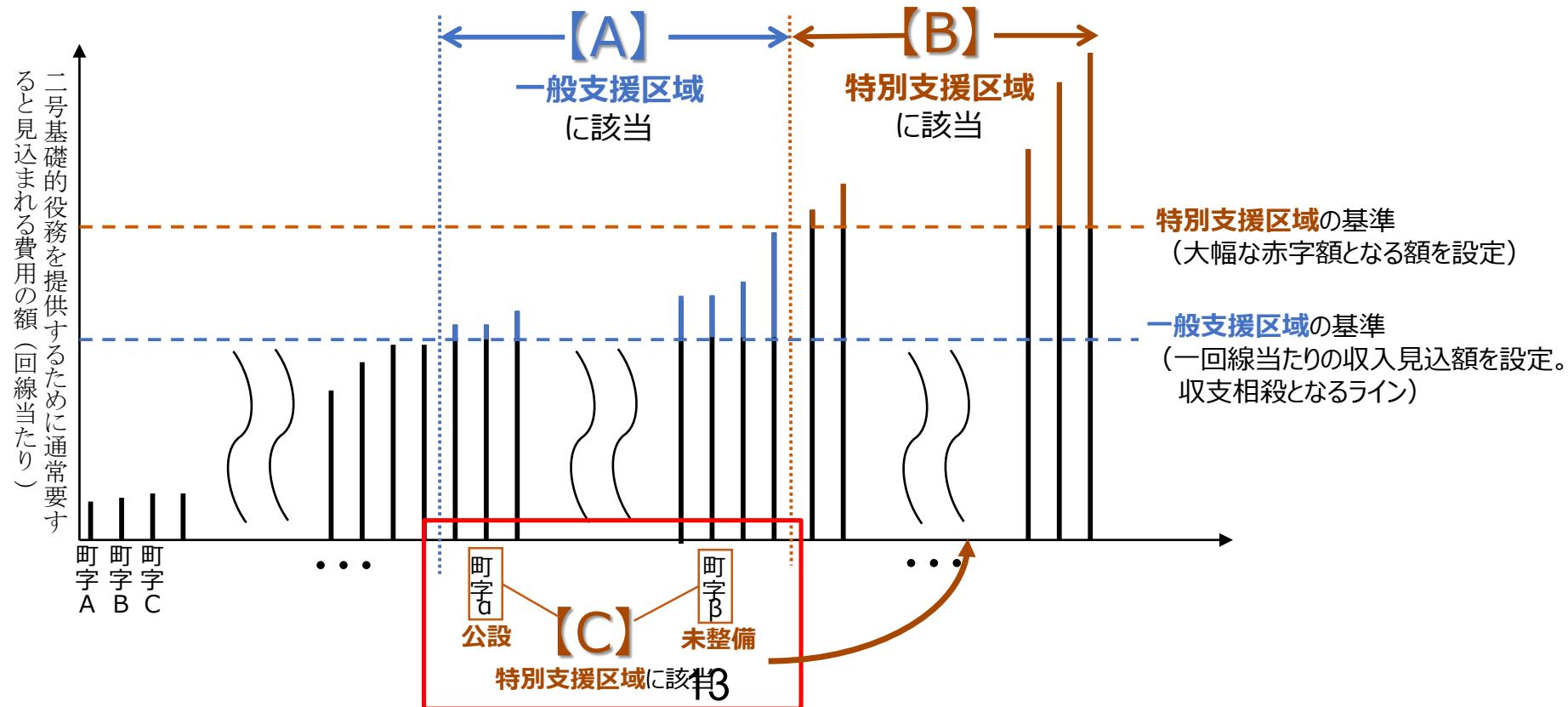
(11頁の図における【C】の地域) であれば、「第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合」として総務省令で定める。

一般支援区域・特別支援区域の指定③(法第110条の2関係)

一特別支援区域の指定要件一

【プロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】4.(1)(イ)考え方
 ただし、上記の「町字」単位で精緻なモデルを設計するには、その設計費用や町字ごとの地域性の把握が困難等の一定の限界があり、通常は大幅な赤字地域に該当すると考えられる「未整備地域」や光ファイバの「公設地域」が「モデル上の大幅な赤字地域」に該当しない場合も否定できない。
 こうした区域は、「モデル上の赤字地域」に該当する場合、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等を行うという特別支援区域の副次的な政策目的を踏まえれば、「モデル上の大幅な赤字地域」に該当しなくとも「地理的条件等により役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域」として、「特別支援区域」に指定することが適当である。

(「モデル上の赤字地域」に該当する「未整備地域」や「公設地域」の考え方)



一般支援区域・特別支援区域の指定④(法第110条の2関係)

－支援区域の指定要件(1者以下の提供地域の要件)－

(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

第百十条の二 (略)

一 (略)

二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務 (①総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。) を提供している電気通信事業者 (当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が②総務省令で定める期間を超える者に限る。) の数が一以下であること。

2～4 (略)

総務省令で定める事項

[一者以下の提供地域の要件]

支援区域の指定要件である「一者以下の提供」の要件について、

① 単位区域ごとの電気通信回線設備の規模 (7頁を参照) が50%を超えており、

かつ、

② 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が1年を超える電気通信事業者を「一者」とカウントする。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】4.(2)(ウ)考え方

回線設備の割合については、同じ区域に支援を受ける事業者と支援を受けられない事業者がいる場合において、後者の回線設備の規模がどの程度であれば、前者への支援が競争中立性を害するおそれが生じるか等を考慮して設定する必要がある。

この点、例えば、二種適格事業者が二号基礎的役務を提供している支援区域において、後発で参入した事業者の回線設備の規模が当該区域の半分超をカバーしている場合、当該区域では設備競争が進んでいると評価することができるため、一方だけを支援すれば競争中立性を害すると考えられる。そのため、当該割合は50%超とすることが適当である。

この場合、二種適格事業者に対する交付金の支援を受けられないようにすることを目的に、悪意のある事業者が短期間参入して撤退するようなケースを排除する必要があることから、役務の継続提供期間については、1年超とすることが適当である。

第二種適格電気通信事業者の指定(法第110条の3関係)

(第二種適格電気通信事業者の指定)

第一百十条の三 総務大臣は、支援機関及び支援区域（一般支援区域及び特別支援区域をいう。以下この条において同じ。）の指定をしたときは、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、第二種適格電気通信事業者として指定することができる。

一 ①総務省令で定めるところにより、申請に係る第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他②総務省令で定める事項を公表していること。

二 (略)

2～6 (略)

総務省令で定める事項

[公表の時期]

① 「②公表すべき書類」の公表の時期は、第二種適格電気通信事業者としての指定を受けようとして申請をしようとする電気通信事業者は、当該申請の前に行う（第二種適格電気通信事業者として指定を受けた後は、毎事業年度経過後5か月以内に行う）（※6）こととする。

※6：営業所等に備え置き、インターネットで公表すること。

第二種適格電気通信事業者は、備置きの日から5年間公表しなければならない。

[公表すべき書類]

② 適格事業者の指定を受けるときは、事業者が公表する書類として、以下の通り総務省令で定める。

- ・ **第二号基礎的電気通信役務収支表**（※7）
- ・ **特別支援区域整備・役務提供計画書**（※8）

※7：当該収支表の適正性の確認に必要となる財務諸表については、総務大臣への提出を求める。

※8：電気通信回線設備の規模を報告した提供区域の範囲に特別支援区域が含まれる電気通信事業者に限る。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申(抜粋)】3.(3)(ウ)考え方

そのため、特別支援区域における未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の状況を把握して当該検討等に資する観点から、今般の対応として、**特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件として、指定を申請する者が、特別支援区域における回線設備の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画を策定・公表していることとすることが適当である。**

第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の支援要件 (法第107条第2号関係)

(業務)

第一百七条 (略)

一 (略)

二 (略) 第二種適格電気通信事業者に対し、その全ての担当支援区域（同条第二項に規定する担当支援区域をいい、第二号基礎的電気通信役務（①総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を継続して提供している期間が②総務省令で定める期間を超えるものに限る。以下この号において同じ。）における第二号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金（略）を交付すること。

三 (略)

総務省令で定める事項

[支援の要件となる回線設備の規模の割合]

① 二種適格事業者の支援要件は、単位区域ごとの電気通信回線設備の規模（7頁を参照）が、一般支援区域は50%、特別支援区域は10%をそれぞれ超えていることとして総務省令で定める。

[支援の要件となる役務の継続提供期間]

② 支援の要件となる役務の継続提供期間は、1年として総務省令で定める。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】5.(1)(ウ)考え方

今回の交付金制度は、未整備地域や公設地域が存在する過渡的な時期における制度であることに鑑み、不採算地域からの撤退抑制という目的に加え、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の副次的な政策目的を有するものである。

また、1者以下の提供地域の指定の要件（50%超）や、NTT東日本・西日本及びCATV連盟のサンプル調査によれば、一部整備済の町字については、50%以上を整備している町字がそれぞれの調査でサンプル全体の90%以上を占めている実態を踏まえて、支援の要件となる回線設備の規模の割合は、一般支援区域では当面50%超とし、必要に応じて今後の実態を踏まえた見直しを検討することが適当である。

他方、特別支援区域は、大幅な赤字地域であり、整備率が著しく低い割合の地域が多数存在すると考えられる。

そのため、特別支援区域は、一般支援区域以上に整備率の向上が特に求められる地域であることを踏まえて、支援の要件となる回線設備の規模の割合は、当初は、一般支援区域より低い割合の10%超として、今後の整備の状況を踏まえ、段階的な引き上げを継続的に検討することが適当である。

（略）

また、役務の継続提供期間の要件については、事業撤退の蓋然性の高い支援区域において、二号基礎的役務の提供を安定的に確保するため、短期間で撤退するような事業者に支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可され16のであることを踏まえ、二種適格事業者の指定の日から1年を超えることとすることが適当である。

第二種負担金の算定単位(法第110条の5関係)

(第二種負担金の徴収)

第一百十条の五 支援機関は、年度ごとに、第百七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、高速度データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「高速度データ伝送役務提供事業者」という。）から、負担金を徴収することができる。（略）

2 （略）

総務省令で定める事項

[第二種負担金の算定対象から除かれる高速度データ伝送電気通信役務]

- 第二種負担金の算定単位から除外する高速度データ伝送電気通信役務は、以下の通り総務省令で定める。
 - ・ 専ら卸電気通信役務の提供を受けて提供される高速度データ伝送電気通信役務
 - ・ フレームリレーサービス
 - ・ ATM交換サービス
 - ・ 自営等BWAアクセスサービス
 - ・ IP-VPNサービス
 - ・ 広域イーサネットサービス
 - ・ 専用役務
 - ・ 仮想移動電気通信サービス
 - ・ 通信モジュール

第二種負担金の算定単位(法第110条の5関係)

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】7.(3)(ウ)考え方

卸電気通信役務の提供を受けた卸先事業者がブロードバンドサービスを提供する場合、卸元事業者から卸先事業者に提供される卸電気通信役務についても、二号基礎的役務に位置付けることとしていること(2.(2)②を参照)、卸先事業者は当該卸電気通信役務を利用してエンドユーザーにブロードバンドサービスを提供していることを踏まえると、卸元事業者が卸電気通信役務の提供に係る回線数に基づいて負担することが制度の簡素化に資すると考えられ、実際に、電話に関するユニバーサルサービス制度でも、支援機関は卸元事業者から負担金を徴収している。

上記を踏まえ、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においても、支援機関は、卸元事業者による卸電気通信役務の提供に係る回線数に基づいて、卸元事業者から第二種負担金を徴収することが適当である。

【ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申(抜粋)】7.(4)②(ウ)考え方

専用役務や閉域網通信(※44)は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネットを介したweb会議等には使用されないことから、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供を確保することにより受益することが想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。

また、IoTは様々な用途で用いられており、IoT端末との通信に用いるサービスは、その多くが特定の通信先に向けた通信(閉域網通信)に限定されているケースであることが想定される。

加えて、IoT端末との通信に用いるサービスのうち、インターネットに接続するサービスであっても、データ量が小さいケースも想定され、第二種負担金を負担する「高速度データ伝送電気通信役務」に含まれるものとそうでないものの峻別には、制度の運用が複雑になるといった課題がある。

そのため、当面の対応として、IoT端末との通信に用いる回線については、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。

※44: 広域イーサネットサービスは、仮想閉域網を用いて提供される電気通信役務であり、閉域網通信に含まれるものと考えられる。

(第二種負担金の徴収)

第百十条の五 支援機関は、年度ごとに、第百七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、高速度データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が①政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「高速度データ伝送役務提供事業者」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（略）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下「第二種負担金」という。）の額の割合は、②政令で定める割合を超えてはならない。

2 (略)

政令で定める事項

[第二種負担金の負担事業者の範囲]

① 負担事業者の範囲は、前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者とする。

[第二種負担金の上限]

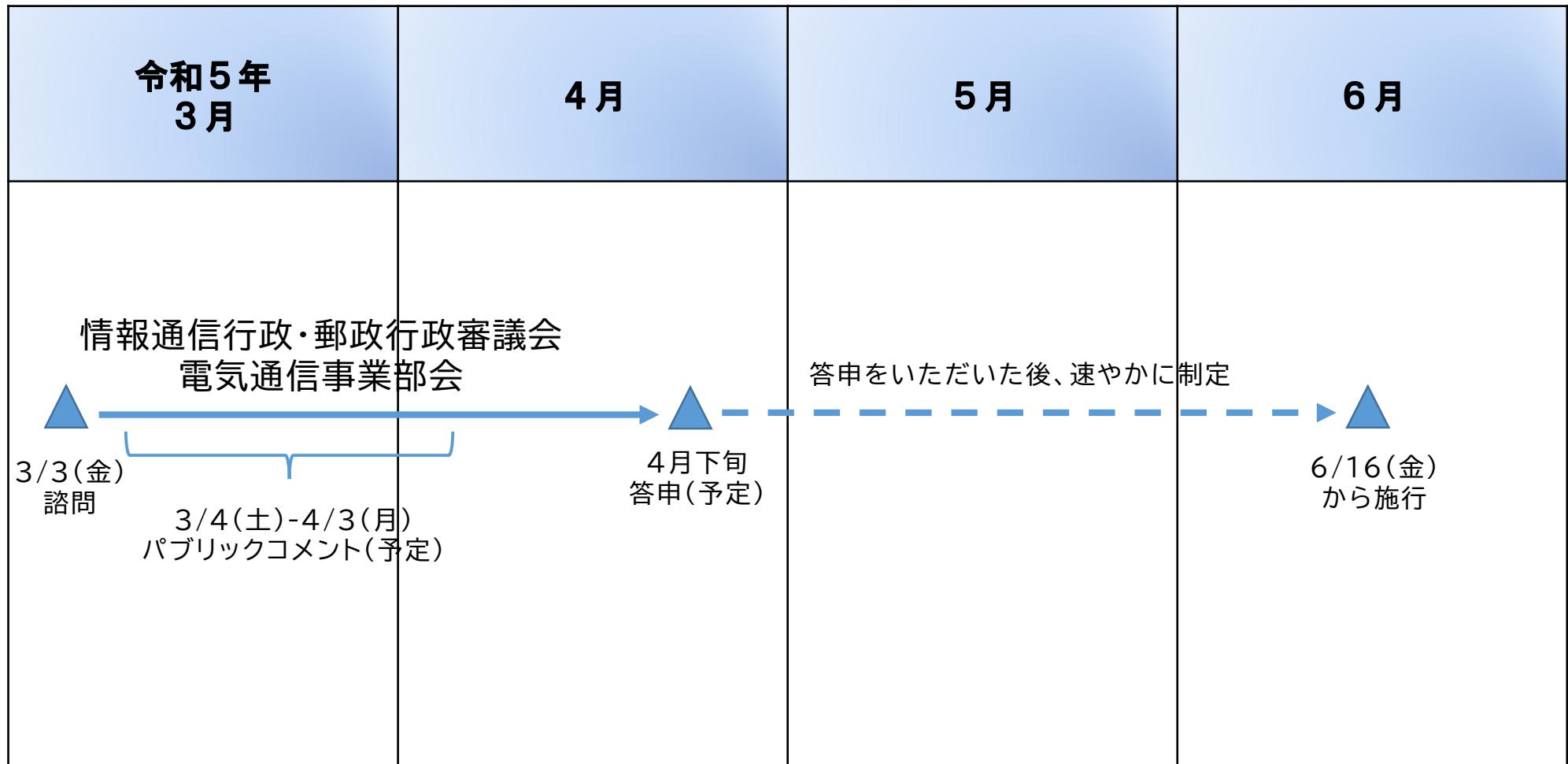
② 第二種負担金の上限は、負担事業者の前年度の電気通信事業収益の額に対する第二種負担金の額の割合が3%とする。

【プロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】7.(1) (ウ) 考え方

第二種負担金の負担事業者と第一種負担金の負担事業者が一定程度共通し、支援機関も共通することを考慮すれば、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、第二種負担金の負担事業者の範囲は、第一種負担金と同様に前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者とすることが適當である。

【プロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】7.(2) (ウ) 考え方

プロードバンドサービスに係る第二種負担金の負担事業者と、電話に係る第一種負担金の負担事業者が一定程度共通し、支援機関も共通すること、第一種交付金制度が安定的に運用されている現状にあることを考慮すれば、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、第二種負担金の負担事業者の前年度の電気通信事業収益の額に対する第二種負担金の額の割合の上限は、第一種負担金と同様に3%とすることが適當である。



参考資料

(電気通信事業法の一部を改正する法律(ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度関係)を踏まえた規定整備 等)

<改正政省令等案>

- (1)電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号。以下「施行令」という。)の一部改正 諮詢対象
- (2)電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正 一部諮詢対象
- (3)事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号。以下「設備規則」という。)の一部改正
- (4)電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)の一部改正

<制定告示案>

- (5)電気通信事業法施行規則第14条の3第2号口の規定に基づく国際的な標準を定める件(以下「告示①」という。)
- (6)電気通信事業法施行規則第40条の8の4第2号の規定に基づく単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常生ずると見込まれる一回線当たりの平均的な収入見込額を定める件(以下「告示②」という。)

(1) 第二号基礎的電気通信役務の範囲

- 二号基礎的役務は、**FTTH、CATV (HFC方式^{※1}) 及びこれらに相当するワイヤレス固定ブロードバンド(専用型^{※2})**とすることが適當。

※ 1 Hybrid Fiber Coaxial。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式

※ 2 固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

⇒【施行規則第14条の3第1項第1号～第3号】

- ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型^{※3})**については、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題があることから、その位置付けについて**引き続き検討を深めることが適當。**

※ 3 固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線（携帯電話網）を用いて提供するもの

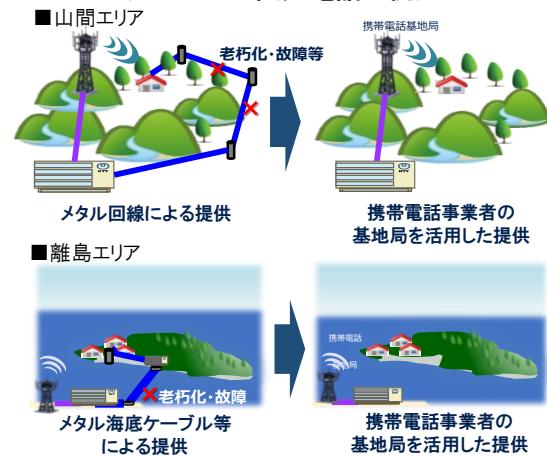
- 上記の検討に当たっては、NTT東日本・西日本が、他者（携帯電話事業者）の無線設備を用いて**ワイヤレス固定ブロードバンド**を提供するためには、**NTT法の自己設置設備要件^{※4}**との関係が課題となる点を含め、**検討を深めることが必要。**

※ 4 NTT東日本・西日本による電気通信役務の提供は、原則として自ら設置する電気通信設備で行うことが必要（NTT法第2条第5項）

(ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)のイメージ)



(ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のイメージ)
(ワイヤレス固定電話の例)



(2) 卸電気通信役務が提供されている場合の扱い

- 卸電気通信役務（卸役務）を利用して**卸先事業者が提供する役務**は、契約約款の届出等により役務の「適切性」、「公平性」を確保し、利用者保護を図る観点から、**二号基礎的役務に含めることが適當。**
- 卸元事業者により提供される卸役務**は、卸先事業者の提供する二号基礎的役務の「適切性」、「公平性」、「安定性」を確保するために、卸役務の「適切性」、「公平性」、「安定性」が確保される必要があることから、**二号基礎的役務に含めることが適當。**

⇒【施行規則第14条の3第1項】

(1) 契約約款の届出義務の適用範囲

- 契約約款の届出義務^{※5}の対象は、交付金の交付を受ける二種適格事業者又は（二号基礎的役務に係る）契約数が30万を超える事業者とする^{※7}ことが適當。 ⇒【[施行規則第14条の3第2項・報告規則第2条](#)】

※ 5 基礎的電気通信役務の「適切性」、「公平性」を確保

※ 6 二号基礎的役務の総契約数のうち、約80%をカバー

※ 7 届出対象外の事業者についても、報告徴収（事業法第166条第1項）を行い、業務改善命令（事業法第29条第1項第4号～第7号）により必要な是正を行うことが可能

(2) 技術基準

- NTT東日本・西日本のサービス卸のように単純再販型の卸役務を利用して卸先事業者が提供する二号基礎的役務については、卸役務を提供する卸元事業者に当該役務に必要な技術基準適合維持義務等^{※8}が適用されることにより、その安定的な提供が確保されることから、技術基準適合維持義務等は適用しないことが適當。 ⇒【[施行規則第14条の3第3項](#)】

※ 8 基礎的電気通信役務の「安定性」を確保

- 加入光ファイバの接続事業者が提供する二号基礎的役務については、他者設備である加入光ファイバを含む二号基礎的役務の提供に必要な全ての設備に技術基準適合維持義務等が適用されることで、その安定的な提供が確保されることから、他者設備も含む形で技術基準適合維持義務等を適用することが適當。 ⇒【[施行規則第27条の2第2号](#)】

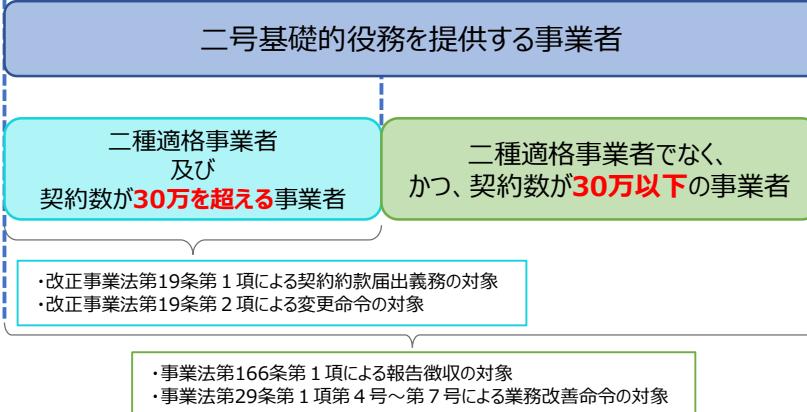
- 速度基準について、テレワーク等の安定的な利用を可能とする観点から、名目速度下り30Mbps以上とすることが適當。 ⇒【[施行規則第14条の3第1項・設備規則第36条の10・第45条](#)】

- また、技術的に、上りの通信速度の確保が難しいCATV (HFC方式)については、上り速度を担保するため、ITU規格 (DOCSIS 3.0以降)に準拠することが適當。 ⇒【[施行規則第14条の3第1項第2号・設備規則第36条の10・第45条・告示①](#)】

(3) 不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの提供確保に関する計画の公表

- 特別支援区域における未整備地域の解消や民設民営への移行促進等の状況を把握するため、特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件として、指定を申請する者が、特別支援区域における電気通信回線設備（回線設備）の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画を策定・公表していることとすることが適當。 ⇒【[施行規則第40条の4の6第1項第2号](#)】

(契約約款の届出義務の適用範囲)



(1) 支援区域の指定単位

- 支援区域（一般支援区域及び特別支援区域の2つに区分（改正事業法第110条の2第1項及び第2項））の地理的単位は、きめ細やかな支援を可能とするため、「町字単位」で指定することが適当。 ⇒【施行規則第40条の8の2第1項】

（支援区域に係る法定事項）

	要件（各区域ともに、①・②のいずれも満たす地域）	交付金による支援対象者
一般支援区域	①二号基礎的役務の提供に係る収支が赤字と見込まれる地域 ②二号基礎的役務を提供している回線設置事業者（回線設備を設置する電気通信事業者）が1者以下（1者以下の提供）の地域	二号基礎的役務全体の収支が 赤字の事業者のみを支援
特別支援区域	①「二号基礎的役務の提供に係る収支が大幅な赤字と見込まれる地域」、又は、「地理的条件等により二号基礎的役務の提供確保が著しく困難と見込まれる地域」 ②「1者以下の提供」の地域	二号基礎的役務全体の収支が 黒字の事業者も支援

(2) 一般支援区域の指定要件

- 二号基礎的役務の提供に係る収支が赤字と見込まれる地域（モデル上の赤字地域）は、町字の面積や世帯数を用いて一回線当たりの費用を推計した上で、当該費用から一回線当たりの平均的な収入見込額を減じた額が零を上回る地域（町字）とすることが適当。
⇒【施行規則第40条の8の4・告示②】

(3) 特別支援区域の指定要件

- 二号基礎的役務の提供に係る収支が大幅な赤字と見込まれる地域（モデル上の大幅な赤字地域）の水準となる額は、第二種負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、今後のモデル構築の状況を踏まえて検討することが適当。
- 未整備地域の解消・民設移行促進等の観点から、モデル上の赤字地域に該当する「未整備地域」や「公設地域」は、（モデル上の大幅な赤字地域に該当しなくても）「地理的条件等により役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域」（改正事業法第110条の2第2項第1号ロ）として特別支援区域に位置付ける※9ことが適当。 ⇒【施行規則第40条の8の5第1項・第2項】

※ 9 特別支援区域に係る「未整備地域」等の扱いは、モデル構築の状況を踏まえ、検討を深める

(4) 一般支援区域・特別支援区域に共通する指定要件

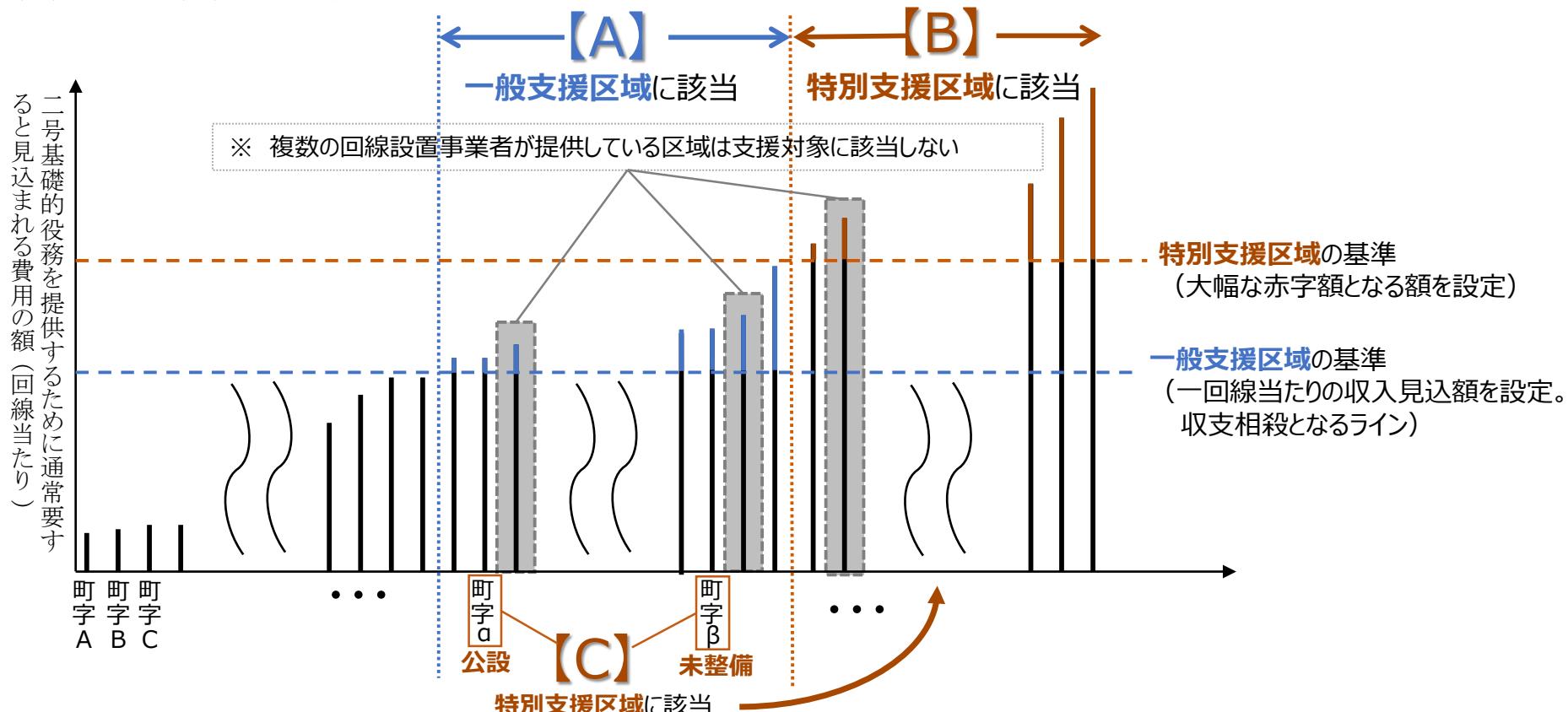
■ 「1者以下の提供地域」の特定に際しては、競争中立性等の観点から①役務の継続提供期間が1年超、かつ、②区域内の回線設置規模の割合（町字内の全ての世帯数に対する役務提供可能世帯数の割合）が50%超の事業者の数をカウントすることが適當^{※10}。

⇒【施行規則第40条の6の2第2項・第40条の6の3】

※10 二号基礎的役務を提供する回線設置事業者に対し、町字単位でその提供区域の報告を求めることが適當 ⇒【施行規則第14条の5第1項】

なお、報告に当たっては、事業者が判断に迷う事例が生じる場合には、ガイドライン等で考え方を示すことにより、運用の透明性を確保することが考えられる

(一般支援区域・特別支援区域の指定の考え方)



(※) 【C】以外にも、例えば地理的条件等により二号基礎的役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる特別の事情がある区域が存在した場合には、特別支援区域の補正を行うことも検討

(1) 電気通信回線設備の規模

- 支援区域における回線設備の規模要件は、以下のとおりとすることが適當。 ⇒【施行規則第40条の6の2第1項】
 - ・ 一般支援区域：区域内に設置する回線設備の規模の割合を当面50%超^{※11}とし、必要に応じて今後の実態を踏まえた見直しを検討することが適當。
 - ・ 特別支援区域：未整備地域の解消等が特に求められる地域であることに鑑み、当初は、区域内に設置する回線設備の規模の割合は10%超^{※12}とし、今後の整備の状況を踏まえ、段階的な引き上げを継続的に検討することが適當。

※11 区域の半分以上をカバーする回線設備の維持には相当の費用を要し支援の必要性が高いと考えられること、また、NTT東日本・西日本及びCATV連盟のサンプル調査（一部整備済の町字のうち、整備している回線設備の規模が50%以上である町字が各調査で90%以上を占めている）を踏まえ、50%超とすれば、一部整備済の町字の大半は支援対象となることを踏まえて設定

※12 未整備地域が多数存在する特別支援区域で、一般支援区域と同様に50%超とすると、50%超エリアカバーしないと支援を受けられず、ブロードバンド基盤の整備が進まないことが懸念。当初は区域の10%超をカバーすれば支援を受けられることとし、未整備地域の解消等を促進する

- 一部の地域で公設民営方式により二号基礎的役務を提供する場合、二号基礎的役務の提供を確保するため、自治体から貸与された回線設備についても、支援対象者の要件である回線設備の規模の割合にカウントすることが適當。
- ただし、民設民営への移行を促す観点から、公設民営で提供される回線設備は、第二種交付金による支援の対象外とすることが適當。

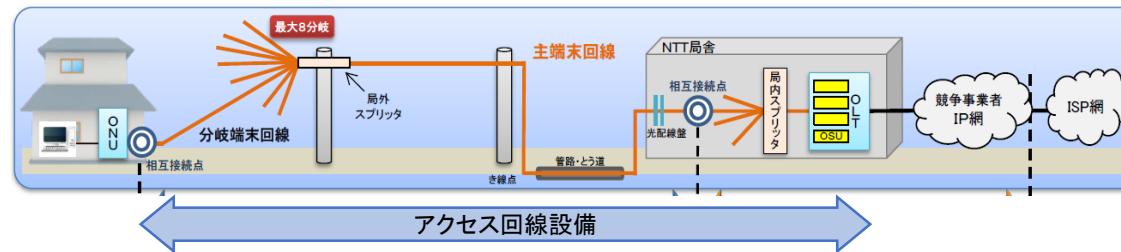
(2) 役務の継続提供期間

- 短期間で撤退するような事業者に支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえ、役務の継続提供期間の要件は、二種適格事業者の指定の日から1年を超えることとすることが適當。⇒【施行規則第40条の6の3】

(1) 費用算定の対象設備等

- 設備管理部門の対象設備は、維持費用の大きさに鑑み、アクセス回線設備及び離島における海底ケーブルを基本とすることが適當。
- 設備利用部門の原価については、二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適當。

(アクセス回線設備のイメージ)



(2) 費用の算定方法

- 第二種交付金の費用算定に当たっては、二種適格事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いる※13ことが適當。
- ※13 適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる
- ①他の役務と共に用いている設備（例：通信事業と放送事業と共に用いている設備等）や②他事業者と共に用いている設備（例：他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等）については、適切なコストドライバに基づき、費用配賦することが必要。
- また、費用算定に当たっては、以下の①・②によって二重の支援とならないように留意することが必要。
 - ①ユニバーサルサービス制度による交付金と、設備構築・更新等への補助金
 - ②ユニバーサルサービス制度による交付金と、接続料又は卸料金
- 上記の費用算定については、第二種負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適當。

(3) 支援区域ごとの支援対象設備の範囲

- **一般支援区域**について、前年度における二号基礎的役務の提供に係る赤字額を交付金額の上限としていることから、支援対象となる回線設備の範囲に関係なく、二種適格事業者の**二号基礎的役務全体の収支が赤字の場合に限定**して支援する。
- その一方で、**特別支援区域**には、既整備区域の維持に加えて、未整備地域の解消・民設移行を促進するため、二号基礎的役務全体の収支が**黒字**の二種適格事業者については、**特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行した回線設備に係る維持費用に限定**して支援することが適當。

区域の分類	二号基礎的役務全体の収支	支援区域指定時点で 既整備の回線設備	支援区域指定後に新規整備された回線設備 や 民設民営へ移行した回線設備※14
一般支援区域	赤字	支援対象	支援対象※15
	黒字		支援対象外
特別支援区域	赤字	支援対象	支援対象
	黒字	支援対象外	

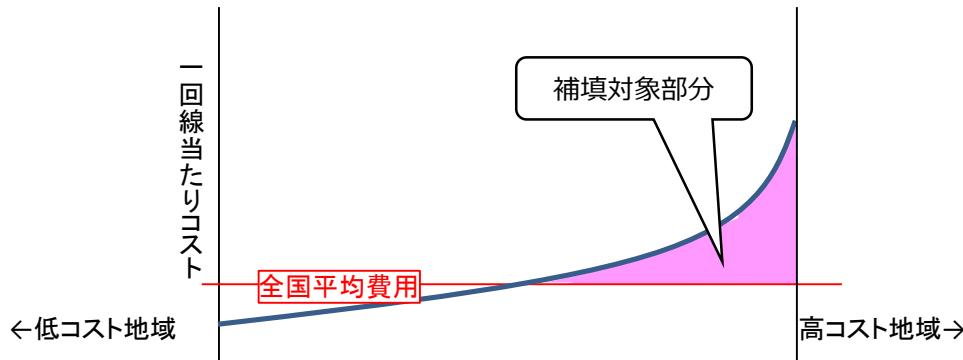
※14 本制度の施行後、最初に指定を受けた支援区域については、例外的に本制度の施行日（令和5年6月16日）以後に新規整備又は民設民営へ移行した回線設備を含む。

※15 モデル上の赤字地域に該当する「未整備地域」や「公設地域」は、特別支援区域に位置付けることが適當

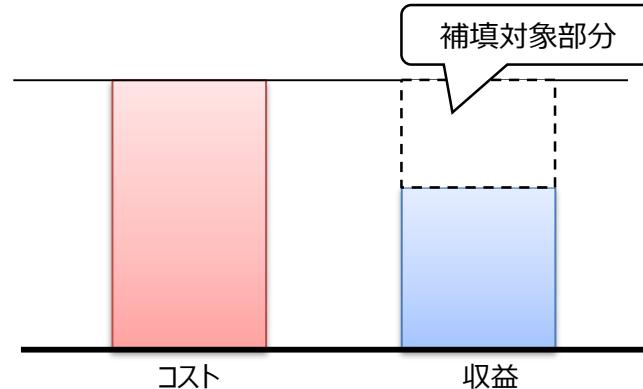
(4) 交付金算定の考え方

- 交付金の算定方法については、地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するため、原則として一定のベンチマークを超える費用を支援するベンチマーク方式^{※16}を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当。
※16 費用の一定部分を支援対象とする方式
- 他方で、特別支援区域について、未整備地域の解消・民設移行の促進等の観点から、特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行された回線設備については、例外的にモデルにより算定した収入費用方式（収支相殺方式）^{※17}を採用することを念頭に、具体的な算定方法を検討することが適当。
※17 費用と収益の差額を支援対象とする方式

(ベンチマーク方式のイメージ)



(収入費用方式のイメージ)



(1) 負担事業者の範囲

- 第二種負担金を負担するブロードバンド事業者の範囲は、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、前年度の電気通信事業収益が10億円^{※18}を超える事業者とすることが適當。 ⇒【施行令第5条の2第1項】

※18 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ

(2) 第二種負担金の額の割合の上限

- 第二種負担金の額の割合の上限は、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、負担事業者の前年度の電気通信事業収益の額の3%^{※19}とすることが適當。 ⇒【施行令第5条の2第2項】

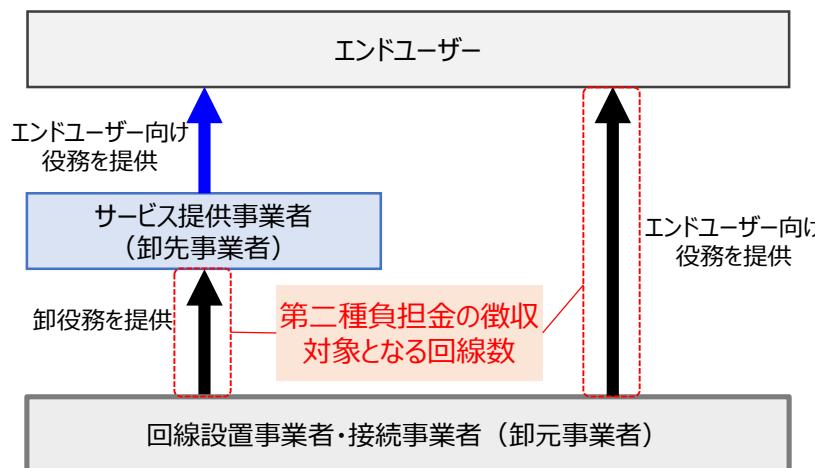
※19 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ

(3) 卸先事業者がブロードバンドサービスを提供する場合の第二種負担金の徴収

- 支援機関の事務負担の軽減や制度の簡素化の観点から、支援機関は、卸元事業者から第二種負担金を徴収する^{※20}ことが適當。

⇒【施行規則第40条の7の2第1号】

※20 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ



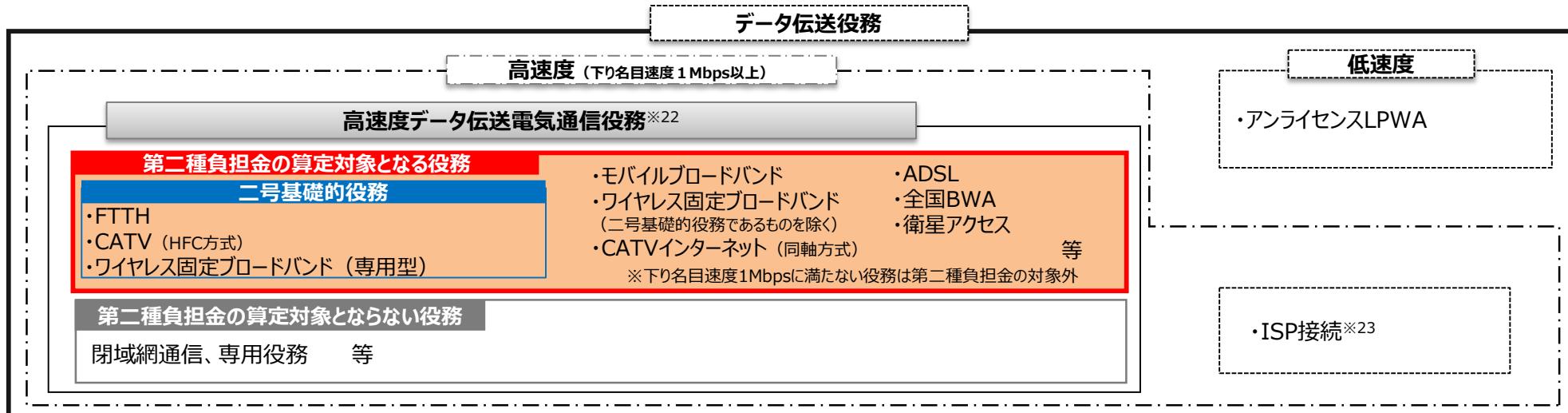
(4) 第二種負担金の算定単位

- 第二種負担金の額は、回線単価^{※21}に、負担事業者ごとの毎月の「回線数」を乗じた額を徴収することが適当。**

※21 「全ての二種適格事業者への交付金額の合計」を「全ての負担事業者の回線数の合計」で除した額

(5) 専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱い

- 専用役務や閉域網通信は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供の確保による受益が想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないことが適当。 ⇒【施行規則第40条の7の2第2号】**
- IoT端末との通信に用いるサービスは、多くが閉域網通信に限定されていることが想定され、また、インターネットに接続するサービスであっても、データ量が小さいことも想定されることに鑑み、当面の対応として第二種負担金の算定の対象としないことが適当。**
⇒【施行規則第40条の7の2第2号】



※22 ブロードバンドサービスを改正事業法第7条第2号において「高速度データ伝送電気通信役務」と規定

※23 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備

(1) 利用者等への周知の在り方

- 利用者等への周知については、制度の運用開始前に、制度の内容や第二種交付金・第二種負担金の額等について、総務省や支援機関等のホームページ、パンフレット等において分かりやすく情報提供を行うことが適当。
- 負担事業者等が利用者に対して行う情報開示の具体的な内容・方法については、電話に関する「ユニバーサルサービス制度における利用者への情報開示に関するガイドライン」等を参考にすることが考えられる。
- ブロードバンドサービス提供事業者に対しては、負担事業者の要件・範囲等について、総務省と支援機関がしっかりと連携して説明会等を通じて適切に周知していくことが適当。

(1) 改正の目的

- 今般、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度において、第二号基礎的電気通信役務の範囲にワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）含むとする省令改正（今回の質問対象）を行うこと等を踏まえ、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスにかかる各事業者におけるサービス提供動向を把握することを目的として、電気通信事業報告規則の一部を改正するもの。

(2) 改正の概要

- ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（専用型・共用型（※1））の定義を追加 ⇒【[報告規則第1条第2項第9号の2](#)】

※1： 専用型：固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの。

共用型：固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線（携帯電話網）を用いて提供するもの。

- 報告対象役務に、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（※2）を追加 ⇒【[報告規則第2条第1項](#)】

※2： その下り名目速度（電気通信事業法施行規則第十四条の三に規定する下り名目速度をいう。）が毎秒三〇メガビット以上のものに限る。

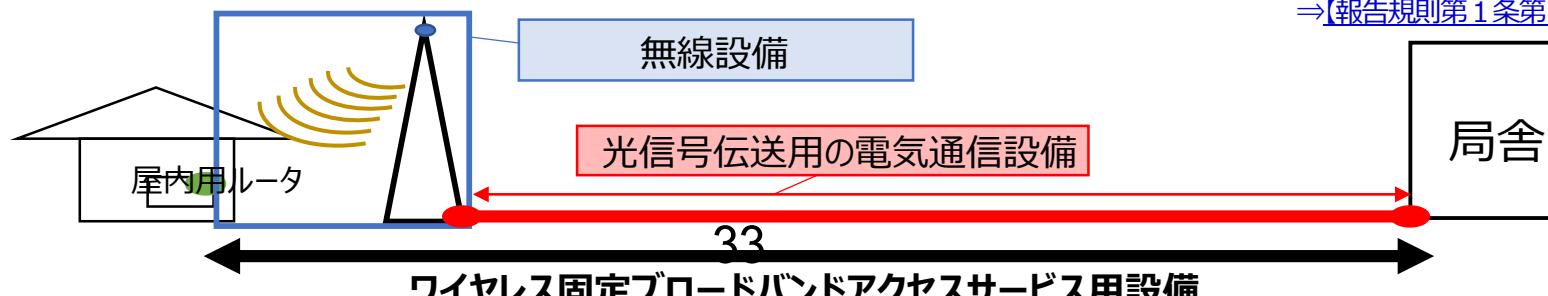
- 契約数等の報告に、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを追加 ⇒【[報告規則様式10の2等](#)】等

- ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの定義 ⇒【[第1条第2項第9号の2](#)】

ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス用設備（光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備（その一端が利用者の屋内用ルータ（※3）と接続される無線設備に限る。）により構成される端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるものをいう。

※3： 屋内用ルータ：電気通信事業者により特定地点以外での利用が契約約款等により制限された電気通信設備であつて、主としてパケット伝送に係る経路制御を行う機能を有するもの。

⇒【[報告規則第1条第2項第26号](#)】



(1) 改正の目的

- 届出電気通信事業者における届出事項（業務区域等）の変更手続の一部緩和（事前届出を不要とし、事後届出とするもの）を目的として、電気通信事業法施行規則の一部を改正するもの。

(2) 改正の概要

- 届出電気通信事業者が、サービス提供エリアの拡大等に伴い、総務大臣に届出を行った事項（届出書の記載事項）を変更する際の手続きについて、現在は、「事前の届出」が必要であるところ、一部を電気通信事業法第16条第4項ただし書きに規定する「軽微な変更」に位置付け、「事後の届出」を行えば足りることとする。
⇒ [【施行規則第9条第7項】等](#)

※いずれの変更内容も、登録電気通信事業者においては、軽微な変更（事後届出）とされている。

■主な軽微変更事項

変更内容 (届出書の記載事項)	現状	省令改正後
1. 業務区域の変更	事前届出	事後届出
2. 端末系伝送路設備の設置の 区域の変更	事前届出	事後届出
3. 中継系伝送路設備の設置の 区間の変更	事前届出	事後届出

※いずれの変更も一部対象外の事例あり（改正後も事前届出が必要）



省令改正後の事後届出は、遅滞なく総務大臣に届け出ることを規定。

政令第
号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百十条の五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「負担金」を「第一種負担金」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（第二種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）

第五条の二 法第一百十条の五第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。

2 法第一百十条の五第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。

附 則

この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）

	改 正 案	現 行	(傍線部分は改正部分)
	<p>(第一種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等)</p> <p>第五条 法第百十条第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。</p> <p>2 法第一百十条第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。</p>	<p>(負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等)</p> <p>第五条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>	
	<p>(第二種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等)</p> <p>第五条の二 法第百十条の五第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。</p> <p>2 法第一百十条の五第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。</p>	<p>(新設)</p>	

○ 総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

総務大臣 松本 剛明

		(電気通信事業の届出)	
		改 正 後	
第九条 【略】		第九条 【同上】	
7	〔2～6〕	〔2～6〕	〔新設〕
法第十六条第四項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。			
一 業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの			
イ 提供区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加を伴うものを除く。）及び減少既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第十六条第一項の届出（同条第四項の届出をした場合は、当該届出。次号イにおいて単に「届出」という。）をした場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更			
ハ 法第百十七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定めるときにおける業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの			
(1) 業務区域の増加にあつては、次のもの			
(イ) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加（次号イに該当するものを除く。）を伴うものを除く。）			
(ロ) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加			
(2) 業務区域の減少			
二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次に掲げるもの			
イ 既に届出をした端末系伝送路設備の設置の区域が存する市町村（特別区を含む。）内における端末系伝送路設備の設置の区域の増加			
ロ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加（業務区域の増加（前号に該当するものを除く。）を伴うものを除く。）			
ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少			
二 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）の設置の区域の増加及び減少			
三 特定地域において臨時的に変更するもの			
法第十六条第一項の規定による届出をした者は、前項で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
前項の規定による届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が第八項の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。			

一	当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするとき	様式第七の二の届出書及び全部認定証の写し
二	当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするとき	様式第七の三の届出書、第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し
三	当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合	様式第七の四の届出書
四	当該届出に係る変更について法第百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合	様式第七の五の届出書並びに第四十条の十四第一項
11	認定電気通信事業者が第六項（第三号に係る部分に限る。）及び第十項（第三号に係る部分に限る。）の規定による書類の提出をするときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
12	全部認定事業者が第六項（第四号に係る部分に限る。）及び第十項（第四号に係る部分に限る。）の規定による書類の提出をするときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。	
13	〔略〕	
14	〔略〕	
15	〔略〕	
	(第一号基礎的電気通信役務の範囲)	
第十四条	法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）とする。	
一	アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第一項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）	
イ	アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務（アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るものに限る。）	
ロ	アナログ電話用設備に係る離島特例通信（次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものと適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）に限る。）	
〔1・2〕	〔略〕	
16	〔同上〕	
17	〔同上〕	
18	〔同上〕	
19	〔同上〕	
20	〔同上〕	
21	〔同上〕	
	(基礎的電気通信役務の範囲)	
第十四条	法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。	
一	アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）	
イ	アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務（アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの）	
ロ	アナログ電話用設備に係る離島特例通信（次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものと適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）に限る。）	
〔1・2〕	〔同上〕	

ハ アナログ電話用設備に係る緊急通報（警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）に限る。）

二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信（第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るものに限る。）

ロ 第一種公衆電話機に係る離島特例通信（次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るものに限る。）

〔1・2〕略

ハ 第一種公衆電話機に係る緊急通報（警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るものに限る。）

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて次のイ及びロに掲げるもの

イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等（一戸建て以外の建物をいう。以下同じ。）内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務（インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務（インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に對応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含み、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。）であつて、次のいずれかに掲げるものに限る。）

（1） 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払をする一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務に係るもの（料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）を除く。）を除く。）

ハ アナログ電話用設備に係る緊急通報（警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）に限る。）

二 「同上」

当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。)が次のいづれかで提供されるもの

(イ) 第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾す承諾する際に利用者から交付を受ける金額をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。)の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金(以下「月額住宅用基本料金」という。)の最高額を超えない額

(ロ) 当該光電話役務の提供に係る区域における第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額(イ)に掲げるものを除く。)

〔2・3 略〕

四
〔口 略〕

イ ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務(ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの)であつて、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額で提供されるものに限る。)

〔ロ・ハ 略〕

(第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)

第十四条の二 前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域(市町村(特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。)又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域)等について、その実施のい、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

(第二号基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条の三 法第七条第一号の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次に掲げるものの(即電気通信役務に該当するものを含む。)であつて、その下り名目速度(端末系伝送送するもの

(イ) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金額をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。)の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金(以下「月額住宅用基本料金」という。)の最高額を超えない額

(ロ) 当該光電話役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額(イ)に掲げるものを除く。)

〔2・3 同上〕

四
〔口 同上〕

イ ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務(ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの)であつて、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るもの)を除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額で提供されるもの

〔ロ・ハ 同上〕

(基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)

第十四条の二 前条第三号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域(市町村(特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。)又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域)等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

〔新設〕

路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度を

いう。)が毎秒三〇メガビット以上のものとする。

一 FTTHアクセスサービス(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)

第一条第二項第七号に規定するものをいう。)のうちデータ伝送役務として提供されるもの

二 CATVアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十号に規定するものを

いう。)のうちデータ伝送役務として提供されるものであつて、次のいずれにも該当するも

の

イ 光信号伝送用の伝送路設備(利用者の電気通信設備(電気通信事業者が設置する電気通

信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。)と接続される一端に同軸ケーブルが用いられるものに限る。)により構成される端末系伝送路設備を用いて提供される

もの

ロ 総務大臣が定める国際的な標準に適合している端末系伝送路設備を用いて提供されるも

の

三 専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスマルチキャストサービス(専用型ワイヤレス固定ブロード

バンドアクセスマルチキャスト用設備(光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備(その一端が専ら

利用者の屋内用ルータ(電気通信事業報告規則第一条第二項第二十六号に規定するものをい

う。以下この号において同じ。)と接続される無線設備であつて、電気通信事業者により当

該無線設備と接続される屋内用ルータの数が制御されているものに限る。)により構成され

る端末系伝送路設備をいう。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介す

る電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役

務を含む。)であつて、ベストエフォート型であるものをいう。)のうちデータ伝送役務と

して提供されるもの

第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者のうち、四半期末における第二号基礎

的電気通信役務の契約数が三十万を超える者(当該四半期末の直前の四半期末における当該契

約数が三十万に満たなかつた者に限る。)が当該四半期末後に最初に法第十九条第一項の規定

により総務大臣に届け出るべき契約約款については、同項中「基礎的電気通信役務に」とある

のは「第二号基礎的電気通信役務に」と、「その実施前に、総務大臣に届けなければならな

い。これを変更しようとするときも、同様とする」とあるのは「その第二号基礎的電気通信役

務の契約数が三十万を超えた四半期(当該四半期の直前の四半期末における当該契約数が三十

万に満たなかつた場合に限る。)の末日から起算して三月以内に、総務大臣に届け出なければ

ならない」とする。

前項の場合において、法第十九条第二項中「前項」とあるのは「前項(電気通信事業施行規

則(昭和六十一年郵政省令第二十五号)第十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場

合も含む。以下同じ。)」と、第十五条中「その実施日の日の七日前までに」とあるのは「その

第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超えた四半期(当該四半期の直前の四半期末に

おける当該契約数が三十万に満たなかつた場合に限る。)の末日から起算して三月以内に」と

4 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（専ら卸電気通信役務を利用して当該第二号基礎的電気通信役務を提供する者に限り、事業用電気通信設備を設置する者を除く。）

に対する法第四十一条第二項、法第四十二条第四項、法第四十四項第一項、法第四十四条の三第一項及び法第四十五条第一項の規定の適用については、法第四十一条第二項中「を除く」とあるのは、並びに専ら卸電気通信役務を利用して第二号基礎的電気通信役務の提供する者）当該第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を除く」とする。

（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備）

第十四条の四 法第七条第二号の総務省令で定める専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するため設置される電気通信設備は、専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備とする。

（第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告）

第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域（当該電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域を第四十条の八の二第一項に規定する地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。

一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（単位業務区域の全世帯数に占める当該

端末系伝送路設備を設置して当該第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。）が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨

二 前号に規定する場合に該当する場合において、同号に規定する場合に該当する状態で第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が一年を超えないときは、その旨

三 端末系伝送路設備を所有する者が地方公共団体であるか否かその他必要な事項

2 前項の規定による報告を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令の規定」とあるのは「第十四条の五第一項」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。

（特定電気通信役務の範囲）

第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。
一 加入電話、公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務

〔二・三・略〕

（届出契約款等の公表）

〔新設〕

（特定電気通信役務の範囲）

第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。
一 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務

〔二・三 同上〕

（契約款等の公表）

第二十二条 法第二十三条第一項の規定による届出契約約款又は保障契約約款及び料金の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。第二十二条の二の十三を除き、以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（第一号基礎的電気通信役務の提供）

第二十二条の二の二 法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供（当該第一号基礎的電気通信役務の提供が法第二十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われることで行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号又は第四号に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいづれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村の一部の区域）等について、その実施の実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行いう区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（提供条件の説明）

第二十二条の二の三

〔略〕

3 2 提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一條第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならぬ。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいづれかの方法により説明することに了解したとき（利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代えて、次のいづれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めることがあります。）は、これらの方によることができる。

〔一～六 略〕
〔四～六 略〕
（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）
第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。
2 「一～十二 略」
2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備（共同住

第二十二条 法第二十三条第一項の規定による契約約款及び料金の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。第二十二条の二の十三を除き、以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二条の二の二 法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第二十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われることで行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号又は第四号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいづれかを提供すれば足りることとする。

2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（提供条件の説明）

第二十二条の二の三

〔同上〕

3 2 提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一條第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第十一項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならぬ。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいづれかの方法により説明することに了解したとき（利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代えて、次のいづれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めることがあります。）は、これらの方によることができる。

〔一～六 同上〕
〔四～六 同上〕
（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）
第二十三条の四 〔同上〕

2 「一～十二 同上〕
三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備（共同住

宅等に設置される設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。）を他事業者が利用する場合における次の事項

「イ・ハ 略」

「四・十二 略」

〔3 略〕

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

「イ・ヘ 略」

ト 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

〔一・五 略〕

五の二 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（法第

四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

ロ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ハ 名目速度（端末系伝送設備と利用者の電気通信設備との間の通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。第八号の二へにおいて同じ。）に関する国際的な標準への適合状況に関する説明書

ニ その他イから八までに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合については、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

〔六・七 略〕

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類

「イ・リ 略」

宅等（一戸建て以外の建物をいう。）に設置される設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。）を他事業者が利用する場合における次の事項

「イ・ハ 同上」

「四・十二 同上」

〔3 同上〕

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 「同上」

〔一 同上〕

〔二 同上〕

〔三 同上〕

「イ・ヘ 同上」

〔新設〕

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 「同上」

〔一・五 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔六・七 同上〕

八 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備 次に掲げる書類

「イ・リ 同上」

八の二 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ヰ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

ロ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備の設備構成図（これらの設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能を論理的に構成する場合にあつては、当該機能に係る論理的な構成を具体的に示した設備構成図を含む。）並びにこれらの接続構成図

ハ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書

ニ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における耐震措置の状況に関する説明書

ホ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ヘ 名目速度に関する国際的な標準への適合状況に関する説明書

ト その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第二項に規定する技術基準に適合するため電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合については、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

ロ 第八号口からホまでに掲げる書類

〔イ 略〕

〔ハ 略〕

〔テ 略〕

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）

第四十条 〔略〕

〔略〕

第二十二条の二の三第二項

〔略〕

電気通信事業者が 当該電気通信事業者の法 第十一條第一項第二号に 規定する登録番号又は第 九条第十五項若しくは第 六十条の二第二項に規定 する届出番号を含む。	届出媒介等業務受託者が 当該届出媒介等業務受託 者の第三十九条第二項に 規定する届出番号を含 む。
---	---

〔2～5 略〕

〔新設〕

〔2～5 同上〕

電気通信事業者が 当該電気通信事業者の法 第十一條第一項第二号に 規定する登録番号又は第 九条第十一項若しくは第 六十条の二第二項に規定 する届出番号を含む。	届出媒介等業務受託者が 当該届出媒介等業務受託 者の第三十九条第二項に 規定する届出番号を含 む。
---	---

(第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の三 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第五条第一項各号に掲げる書類（同項第第十号及び

第十一号に掲げる書類を除く。）（以下「財務諸表」という。）

二 第一号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の表（以下この章において「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）

三 財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことと示す書類

四 第一号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 申請に係る第一号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲を記載した書類

六 第十四条第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

（第一号基礎的電気通信役務収支表の公表等）

第四十条の四 法第百八条第一項第一号の公表は、第一号基礎的電気通信役務収支表によるものとする。

〔削る〕

2 法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならぬ。

〔略〕

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二 総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

（第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等）

第四十条の四の三 〔略〕

(適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の三 法第百八条第一項の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

〔新設〕

一 様式第三十八の二の基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す表（以下この章において「基礎的電気通信役務収支表」という。）

二 基础的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことと示す書類

三 基础的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

四 申請に係る基础的電気通信役務の業務区域の範囲を記載した書類

五 第十四条第二号に規定する基礎的電気通信役務にあつては、当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

（基礎的電気通信役務収支表の公表等）

第四十条の四 法第百八条第一項第一号の公表は、様式第三十八の二の基礎的電気通信役務収支表によるものとする。

2 基础的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。

3 法第百八条第一項第一号の規定による基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならぬ。

〔略〕

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後三月以内を期限として、当該資料又は情報を当該適格電気通信事業者に通知するものとする。

（適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等）

第四十条の四の三 〔同上〕

(第一種適格電気通信事業者の接続約款の変更の届出等)

第四十条の四の四 法第百八条第三項の規定により、接続約款を変更しようとする第一種適格電気通信事業者は、その実施の日の七日前までに、様式第三十八の三の届出書に、接続約款の新旧対照を添えて提出しなければならない。

〔2 略〕
(第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の四の五 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 財務諸表

二 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す様式第三十八の二の三の表(以下この章において「第二号基礎的電気通信役務収支表」という。)

三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類

四 第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 当該申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に特別支援区域が含まれる場合には、次に掲げる書類

イ 当該申請を行おうとする事業年度の前年度末における当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第二号に掲げる規模を超える旨を示す書類

ロ 当該特別支援区域における当該第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の整備及び当該第二号基礎的電気通信役務の提供の確保に係る計画を記載した様式第三十八の二の四の計画書(以下この章において「特別支援区域整備・役務提供計画書」という。)

2| 前項の規定(同項第五号イに係る部分に限る。)による提出を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令の規定」とあるのは「第四十条の四の五第一項第五号イ」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「とする」とする。

(第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等)

第四十条の四の六 法第百十条の三第一項第一号の総務省令で定める事項は、次に掲げる書類によるものとする。

一 第二号基礎的電気通信役務収支表

2| 二 前条第一項第五号に規定する場合には、特別支援区域整備・役務提供計画書

前項各号に掲げる書類の公表は、法第百十条の三第一項の規定による申請の前に、営業所その他他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(適格電気通信事業者の接続約款の変更の届出等)

第四十条の四の四 法第百八条第三項の規定により、接続約款を変更しようとする適格電気通信事業者は、その実施の日の七日前までに、様式第三十八の三の届出書に、接続約款の新旧対照を添えて提出しなければならない。

〔2 同上〕
〔新設〕

3| 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでに、これを行わなければならない。

(第一種適格電気通信事業者による書類の提出)

第四十条の五 第一種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る財務諸表及び第一号基礎的電気通信役務収支表並びに第四十条の三第三号及び第四号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

(第二種適格電気通信事業者による書類等の提出)

第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 財務諸表

二 第二号基礎的電気通信役務収支表

三 財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことと示す書類

四 第二号基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

五 当該事業年度末における担当支援区域に特別支援区域が含まれる場合には、次に掲げる書類

イ 当該特別支援区域ごとに電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第一項第一号に掲げる規模を超えるか否かその他必要な事項

ロ 特別支援区域整備・役務提供計画書

2| 前項の規定(同項第五号イに係る部分に限る。)による提出を行おうとする場合における第七十条第一項の規定の適用については、同項中「この省令の規定」とあるのは「第四十条の五の二第一項第五号イ」と、「が電磁的記録で作成されている場合には」とあるのは「を総務省がホームページに掲載する方法により示す電磁的記録で作成し」と、「ができる」とあるのは「一とする」とする。」とする。

(第一種適格電気通信事業者等が用いるべき会計の基準)

第四十条の五の三 次に掲げる書類の作成については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。この場合において、これらの書類は、この項において準用する電気通信事業会計規則の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならない。

一 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の三の規定により提出すべき財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表

二 法第百八条第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第一種適格電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第一号基礎的電気通信役務収支表

三 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者が第四十条の四の五第一項の規定により提出すべき財務諸表及び第二号基礎的電気通信役務収支表

四 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者又は第二種適格

(適格電気通信事業者による書類等の提出)

第四十条の五 適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、基礎的電気通信役務収支表並びに第四十条の三第二号及び第三号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

電気通信事業者が同項第一号の規定により公表する第1号基礎的電気通信役務収支表

前項の規定によるもののが、同項各号に掲げる書類の作成に当たつては、二以上の種類の電気通信役務（基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の事業をいう。この条並びに様式第三十八条の二及び様式三十九の二の「」に記載する収益及び費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準のほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。）

一 営業費用に係る配賦基準 次の表に掲げる基準

営業費	契約申込等件数比
料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比
運用費	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
共通費	関連する固定資産額又は営業、運用及び施設保全部門の入件費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産額又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産額（帳簿額をいう。以下この様式において同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
放送設備使用料	回線数比
租税公課	同上
固定資産税等	関連する固定資産額比
事業所税	管理部門等の入件費比

二 固定資産に係る配賦基準 次の表に掲げる基準

市内線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比
市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帶域品目は3.4キロヘクレツ、符号品目は64キロビットを1回線とし

前項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

(第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準)

第四十条の六 法第八百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるところとする。

- 一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 第十四条第一号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘査して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。）における全ての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における第十四条第一号、第三号又は第四号の第一号基礎的電気通信役務のいずれかを提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 二 第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、第十四条第二号に規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の基準に適合していること。

(第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の設置に係る規模要件)

第四十条の六の二 法第七百七条第二号の総務省令で定める規模は、担当支援区域が属する次の各号に掲げる区分に応じ、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模として当該各号に定める割合とする。

- 一 一般支援区域 百分の五十
- 二 特別支援区域 百分の十

- 2 法第八百八条の二第一項第二号の総務省令で定める規模は、単位区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備の規模をいい、その規模は百分の五十とする。

〔新設〕

(基礎的電気通信役務の種別)

第四十条の七 法第八百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十一条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたものとする。

(法第八百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務)

第四十条の七の二 法第八百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

〔新設〕

(基礎的電気通信役務の種別)

第四十条の七 法第八百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる基礎的電気通信役務をあわせたものとする。

一	専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
二	前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務 イ フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。） ロ ATM交換サービス（様式第四に規定するものをいう。） ハ 自営等BWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）
二	I P+VPNサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）
ホ	広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）
ヘ	専用役務
ト	仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）
チ	通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務
（第一種交付金及び第二種交付金の額の公表）	（交付金の額の公表）
第四十条の八	法第九条第四項の規定による第一種交付金及び法第十条の四第五項の規定による第二種交付金の額の公表は、第一種交付金につては法第九条第一項の認可、第二種交付金につては法第十条の四第一項の認可を受けた後、速やかに支援機関の主たる事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。
〔2 略〕	〔2 同上〕
〔法第一百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位〕	〔新設〕
〔第四十条の八の二 法第一百十条の二第一項の総務省令で定める地域の単位は、町又は字とする。前項の町又は字は、総務省のホームページに掲載する方法で示すものとする。 (一般支援区域等の指定等)〕	〔新設〕
〔第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告があつた場合において、法第一百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるとときは、毎事業年度経過後五月以内に、法第一百十条の二第一項の規定による一般支援区域の指定若しくは同条第二項の規定による特別支援区域の指定又は法第一百十条の二第三項の規定による一般支援区域若しくは特別支援区域の指定の解除を行うものとする。〕	〔新設〕
〔法第一百十条の二第一項第一号の総務省令で定める方法〕	〔新設〕
〔法第一百十条の四 法第一百十条の二第二項第一号の総務省令で定める方法は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じる方法とする。〕	〔新設〕
〔単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの費用として総務大臣が定める方法により算定される額〕	〔新設〕
〔単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信〕	〔新設〕

回線一回線当たりの平均的な収入見込額として総務大臣が定める額
(地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保するにむかうに著しく困難であると見込まれる場合)

第四十条の八の五 法第百十条の一第一項第一号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模

二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者の属性

法第百十条の二第二項第一号の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、前条に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、法第百十条の二第一項第一号の総務省令で定める額を下回るときとする。

一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の一第一項に規定する規模を超えない場合

二 当該単位区域において設置される第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合

第四十条の八の六～第四十条の八の十 【略】
(廃止の届出)

第四十条の八の十一 【略】
2 【略】
3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十五で定める限りのところより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の十二 【略】
第四十条の八の十三 【略】
第四十条の八の十四 【略】

(公示)

第四十条の八の十五 法第百十六条の八及び第四十条の八の十一第三項の公示は、官報で告示するに付す。

様式第3 (第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項、第6項、第9項及び第10項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)
様式第7 (第8条第1項、第9条第9項関係)
【略】
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

【略】

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項(電気通信事業法施行規則第9条第8項)の規定により、届け出ます。

様式第7の2 (第8条第2項第1号、第9条第10項第1号関係)

〔新設〕

第四十条の八の一～第四十条の八の六
(廃止の届出) [回上]

第四十条の八の七
2 【略】
3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十一で定める限りのところより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の八 【略】
第四十条の八の九 【略】
第四十条の八の十 【略】

(公示)

第四十条の八の十一 法第百十六条の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示するに付す。

様式第3 (第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項、第6項、第9項及び第10項、第10条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)
様式第7 (第8条第1項関係)
【同左】
登録年月日及び登録番号

【同左】

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。

様式第7の2 (第8条第2項第1号、第9条第10項第1号関係)

[略]	[同左]
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	登録年月日及び登録番号
[略]	[同左]
次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項（電気通信事業法施行規則第9条第8項）及び第122条第2項の規定により、届け出ます。	次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。
様式第7の3（第8条第2項第2号、第9条第10項第2号関係）	様式第7の3（第8条第2項第2号関係）
[略]	[同左]
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	登録年月日及び登録番号
[略]	[同左]
次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項（電気通信事業法施行規則第9条第8項）及び第122条第2項の規定により、届け出ます。	次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。
様式第7の4（第8条第2項第3号、第9条第10項第3号関係）	様式第7の4（第8条第2項第3号関係）
[略]	[同左]
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	登録年月日及び登録番号
[略]	[同左]
次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項（電気通信事業法施行規則第9条第8項）及び第122条第2項の規定により、届け出ます。	次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。
様式第7の5（第8条第2項第4号、第9条第10項第4号関係）	様式第7の5（第8条第2項第4号関係）
[略]	[同左]
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	登録年月日及び登録番号
[略]	[同左]
次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項（電気通信事業法施行規則第9条第8項）の規定により、届け出ます。	次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。
様式第9の8（第9条第14項関係）	様式第9の8（第9条第10項関係）
[略]	[同左]
様式第12の6（第14条の2関係）	様式第12の6（第14条の2関係）
第一号基礎的電気通信役務提供方法等報告書	基礎的電気通信役務提供方法等報告書
[略]	[同左]
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務の方 法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第 14条の2の規定により、報告します。	電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供 を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14条の2 の規定により、報告します。
[略]	[同左]

<p>電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p>	<p>電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p>
<p>注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法ごとに別業とすること。</p> <p>2 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかによるものかを記載するとともに、当該に、当該第一号基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>3 予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する第一号基礎的電気通信役務について記載すること。</p> <p>〔4～6 略〕</p> <p>様式第13（第15条関係）</p>	<p>注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法ごとに別業とすること。</p> <p>2 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかによるものかを記載するとともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。</p> <p>3 予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務について記載すること。</p> <p>〔4～6 同左〕</p> <p>様式第13（第15条関係）</p>
<p>（第一号）（第二号）基礎的電気通信役務契約約款設定（届出契約約款変更）届出書</p>	<p>基礎的電気通信役務契約約款設定（変更）届出書</p>
<p>〔略〕</p> <p>電気通信事業法第19条第1項の規定により、別紙のとおり 報告書を提出するので届け出ます。</p> <p>〔表略〕</p> <p>注1 料金の設定又は変更後の料金指數及びその算出の根拠に関する説明は、特定電気通信役務に係る料金の設定若しくは変更を含む契約約款の設定又は届出契約約款の変更の届出の場合に限り記載すること。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>様式第15の2（第22条の2第2項関係）</p>	<p>〔同左〕</p> <p>電気通信事業法第19条第1項の規定により、別紙のとおり 報告書を提出するので届け出ます。</p> <p>〔表同左〕</p> <p>注1 料金の設定又は変更後の料金指數及びその算出の根拠に関する説明は、特定電気通信役務に係る料金の設定又は変更を含む契約約款の設定又は変更の届出の場合に限り記載すること。</p> <p>〔2 同左〕</p> <p>様式第15の2（第22条の2第2項関係）</p>
<p>第一号基礎的電気通信役務提供区域等報告書</p>	<p>基礎的電気通信役務提供区域等報告書</p>
<p>〔略〕</p> <p>電気通信事業法第25条第1項の第一号基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条</p>	<p>〔同左〕</p> <p>電気通信事業法第25条第1項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第</p>

の2第2項の規定により、報告します。

〔略〕

電気通信事業法施行規則第14条第3号又は
第4号に規定する第一号基礎的電気通信役
務により提供する区域

〔略〕

注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務
により提供する区域ごとに別葉とすること。
〔2～4 略〕

様式第38（第40条の3、第40条の6第1号関係）

第一種適格電気通信事業者指定申請書

〔略〕

電気通信事業法第108条第1項の規定により、第一種適格電気通信事業者の指定を受けたいの
で、次のとおり申請します。

1 提供する第一号基礎的電気通信役務の種別

注 法第108条第2項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第40条の7に規定す
るものとおり申請します。

2 申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するため設置している電気通信設備と他の電
気通信設備との接続に定めた接続約款による接続に関する協定に係る締結事業者名及び締
結年月日

〔注 略〕

3 第14条第1号、第3号及び第4号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の 業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる第一号 基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第38の2（第40条の3第2号、第40条の4第1項関係）

第一号基礎的電気通信役務収支表

〔略〕

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

〔表略〕

2項の規定により、報告します。

〔同左〕

電気通信事業法施行規則第14条第3号又は
第4号に規定する基礎的電気通信役務によ
り提供する区域

〔同左〕

注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する基礎的電気通信役務によ
り提供する区域ごとに別葉とすること。
〔2～4 同左〕

様式第38（第40条の3、第40条の6第1号関係）

適格電気通信事業者指定申請書

〔同左〕

電気通信事業法第108条第1項の規定により、適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次
のとおり申請します。

1 提供する基礎的電気通信役務の種別

注 法第108条第2項に規定する基礎的電気通信役務の種別として第40条の7に規定するもの
を記載すること。

2 申請に係る基礎的電気通信役務を提供するため設置している電気通信設備と他の電気通信
設備との接続に定めた接続約款による接続に関する協定に係る締結事業者名及び締結年月
日

〔注 同左〕

3 第14条第1号、第3号及び第4号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の 業務区域における第14条第1号、第3号又は第4号に掲げる基礎的 電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）

基礎的電気通信役務収支表

〔同左〕

第1表 「同左」

〔表同左〕

注 1 法第108条第1項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

(1) 第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るものとのうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関する他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

(2) 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るもの

〔2・3・略〕

〔2・3・略〕

4 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、第一種適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

5 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

6 2以上の細目(電気通信役務)に關連する費用については、第40条の5第2項各号に規定する表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第2表 交付金等

〔表略〕

注1 「交付金」とは法第107条第1号の第一種交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第5条第1項の当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第1項の第一種負担金を示す。

〔2・略〕

様式第38の2の2(第40条の4の5関係)

注 1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合は、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

(1) 第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係るものとのうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関する他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

(2) 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

〔2・3・同左〕

4 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

5 基础的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

6 2以上の細目(電気通信役務)に關連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第4に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第2表 [同左]

〔表同左〕

注1 「交付金」とは法第107条第1号の交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第5条第1項の当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第1項の負担金を示す。

〔2・同上〕

[新設]

第二種適格電気通信事業者指定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第1項の規定により、第二種適格電気通信事業者の指定を受けたので、次のとおり申請します。

1 提供する第二号基礎的電気通信役務の種別
法第7条第2号に規定する第二号基礎的電気通信役務として第14条の3第1項第1号、第2号又は第3号に掲げるものを記載すること。

2 業務区域
様式第38の2の3(第14条の5第1項、第40条の4の5第2号、第40条の5の2第2号関係)

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名
年 月 日から
年 月 日まで
(単位 円)

[新設]

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
		うち設備費用	うち設備費用	
		管理部門	利用部門	
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの				
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの				
3 第14条の3第1項第3号に掲				

げるもの					
合計					

注_1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下この様式において同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

2 設備利用部門とは、電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号に規定する表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

1 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	
2 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	
3 1から2を減じた額	

注 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

第3表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金				

<u>2</u> 当該適格電気通信事業者 の算定自己負担額																									
<u>3</u> 負担金 <u>計</u>																									
<p><u>注1</u> 「交付金」とは法第107条第2号の交付金を、「負担金」とは法第110条の5 第1項の負担金を示す。</p> <p><u>2</u> 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、 この表は不要とする。</p> <p>様式第38の2の4（第40条の4の5、第40条の4の7関係）</p>																									
<p>特別支援区域整備・役務提供計画書</p> <p>年 <u> </u>月 <u> </u>日</p> <p>(ふりがな) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の 氏名を記載すること。） 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届 出番号</p>																									
<p>第40条の4の5第4号の規定により、特別支援区域整備・役務提供計画書を定めます。</p>																									
<p><u>1</u> 計画の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>役務の細 目</th> <th>達成すべ き電気通 信回線設 備の規模</th> <th>光ファイ バ等の整 備時期</th> <th>公設光フ アイバ等 の譲受等 の時期</th> <th>役務提供 開始時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第14条の</u> <u>3第1項</u> <u>第1号に</u> <u>掲げるも</u> <u>の</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第14条の</u> <u>3第1項</u> <u>第2号に</u> <u>掲げるも</u> <u>の</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					地域名	役務の細 目	達成すべ き電気通 信回線設 備の規模	光ファイ バ等の整 備時期	公設光フ アイバ等 の譲受等 の時期	役務提供 開始時期	備考	<u>第14条の</u> <u>3第1項</u> <u>第1号に</u> <u>掲げるも</u> <u>の</u>							<u>第14条の</u> <u>3第1項</u> <u>第2号に</u> <u>掲げるも</u> <u>の</u>						
地域名	役務の細 目	達成すべ き電気通 信回線設 備の規模	光ファイ バ等の整 備時期	公設光フ アイバ等 の譲受等 の時期	役務提供 開始時期	備考																			
<u>第14条の</u> <u>3第1項</u> <u>第1号に</u> <u>掲げるも</u> <u>の</u>																									
<u>第14条の</u> <u>3第1項</u> <u>第2号に</u> <u>掲げるも</u> <u>の</u>																									

[新設]

	第14条の 3 第1項 第3号に 掲げるも の			
合計				

注1 地域名の欄には、原則として第10条の8の2の規定により定める町又は字名を記載すること。

2 達成すべき電気通信回線設備の規模の欄には、目標とする電気通信回線設備の規模を記載すること。

3 合計の欄には、第14条の3第1項第1号から第3号までの電気通信役務のいずれかが提供可能な電気通信回線設備の規模の目標を記載すること。

4 光ファイバ等の整備時期の欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。

5 公設光ファイバ等(地方公共団体及び他の電気通信事業者が設置する光ファイバ等)の譲受等時期の欄には、地方公共団体等が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合の当該電気通信回線設備を譲受することが見込まれる時期又は地方公共団体等が既に設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。

6 役務提供開始時期の欄には、新たに電気通信回線設備を整備、譲受等する場合に、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期を記載すること。

7 備考欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「新規整備」と、新たに設置する電気通信回線設備の規模、地方公共団体等が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行う場合又は地方公共団体等が既に設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「設備の譲受等」と記載することも、地力公共団体から譲渡を受ける電気通信回線設備の規模又は新たに設置する電気通信回線設備の規模を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
計画の詳細

注 既に公表している計画があれば、添付すること。

様式第38の 3 の 2 (第40条の 8 の 7 第1項関係)

〔略〕

〔表略〕

〔注 1 ~ 3 略〕

様式第38の 3 の 3 (第40条の 8 の 8 第1項関係)

〔略〕

〔表略〕

〔注 1 略〕

2 第40条の 8 の 7 第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

〔3 略〕

様式第38の 3 の 4 (第40条の 8 の 10 関係)

〔略〕

〔表略〕

注 1 第40条の 8 の 7 第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

〔2 略〕

様式第38の 3 の 5 (第40条の 8 の 11 第1項関係)

〔略〕

電気通信事業法第116条の 2 第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規則第40条の 8 の 11 第1項の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注 略〕

謹啓 様子の [] の記載及び表象規定の範囲内を守った弊社はお詫び申しあげます。

様式第38の 3 の 2 (第40条の 8 の 3 第1項関係)

〔同左〕

〔表同左〕

〔注 1 ~ 3 同左〕

様式第38の 3 の 3 (第40条の 8 の 4 第1項関係)

〔同左〕

〔表同左〕

〔注 1 同左〕

2 第40条の 8 の 3 第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

〔3 同左〕

様式第38の 3 の 4 (第40条の 8 の 6 関係)

〔同左〕

〔表同左〕

注 1 第40条の 8 の 3 第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

〔2 同左〕

様式第38の 3 の 5 (第40条の 8 の 7 第1項関係)

〔同左〕

電気通信事業法第116条の 2 第1項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規則第40条の 8 の 7 第1項の規定により、届け出ます。

〔表同左〕

〔注 同左〕

（電気通信事業会計規則の一部改正）

第二条 電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に
対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。
）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

(目的)

第一条 この省令は、指定電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「指定電気通信役務提供事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「特定ドメイン名電気通信役務提供事業者」という。）及び電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「特定ドメイン名電気通信役務提供事業者」という。）並びに電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の会計の基準を確立することを目的とする。

(遵守義務)

第二条 指定電気通信役務提供事業者、特定ドメイン名電気通信役務提供事業者及び禁止行為等規定適用事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

(事業年度)

第三条 事業者の事業年度は、一年又は六月とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする。

2 特定ドメイン名電気通信役務提供事業者（当該特定ドメイン名電気通信役務提供事業者が指定電気通信役務提供事業者、禁止行為等規定適用事業者である場合を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする」とあるのは、「とする」とする。

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 事業者（次項に規定するものを除く。）は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（指定電気通信役務損益明細表）については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次に掲げるものとする。

〔2 略〕
九〔一～八 削除 略〕
〔十～十二 同上〕

改 正 前

(目的)

第一条 この省令は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「基礎的電気通信役務提供事業者」という。）及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「指定電気通信役務提供事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「特定ドメイン名電気通信役務提供事業者」という。）並びに電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「特定ドメイン名電気通信役務提供事業者」という。）並びに電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。

(遵守義務)

第二条 基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者、特定ドメイン名電気通信役務提供事業者及び禁止行為等規定適用事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

(事業年度)

第三条 事業者の事業年度は、一年又は六月とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする。

2 特定ドメイン名電気通信役務提供事業者（当該特定ドメイン名電気通信役務提供事業者が基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者又は禁止行為等規定適用事業者である場合を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする」とあるのは、「とする」とする。

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 事業者（次項に規定するものを除く。）は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表）については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次に掲げるものとする。

〔2 同上〕
九〔一～八 同上〕
〔十～十二 基礎的電気通信役務損益明細表 同上〕

(関連収益及び関連費用)

第十五条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、別表第一に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

〔2 略〕

3 二以上の種類（別表第一様式第15の表及び様式第16の表）の役務の種類の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第一又は別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

〔4 略〕

（收支の状況その他会計に関する事項の公表）

第十八条 法第三十条第六項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次に掲げる財務諸表（指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）に記載する事項とする。

〔1 略〕

六 削除

〔七〇十 略〕

〔2 ～ 4 略〕

附 則

〔1 略〕

2 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、第五条第一項第十号から第十一号までの規定は、適用しない。

3 前項の規定により第五条第一項第十号から第十一号までの規定が適用されないこととなる間、事業者は、第十六条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該自動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。

〔表式14
削除〕

(関連収益及び関連費用)

第十五条 〔同上〕

3 二以上の種類（別表第一様式第14の表から様式第16の表までの役務の種類の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

〔4 同上〕

（收支の状況その他会計に関する事項の公表）

第十八条 法第三十条第六項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次に掲げる財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）に記載する事項とする。

〔1 ～ 5 同上〕

六 基礎的電気通信役務損益明細表

〔七〇十 同上〕

〔2 ～ 4 同上〕

附 則

〔1 同上〕

2 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、第五条第一項第九号から第十一号までの規定は、適用しない。

3 前項の規定により第五条第一項第九号から第十一号までの規定が適用されないこととなる間、事業者は、第十六条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。

〔表式14
削除〕

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名

年 月 日から
年 月 日まで

（単位 円）

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務				
合計				

(記載上の注意)

1 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載すること。

2 第16条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営業費	契約申込等件数比
窓口料金	料金請求件数比
販売	販売件数比
その他	加入数比、取扱量比(度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。)又は回線数比
運用費	加入数比又は取扱量比
施設保全費	関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比
共通費	関連する固定資産価額又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
管理費	関連する固定資産価額又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究費償却	同上
減価償却費	関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。)比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比
租税公課	開運する固定資産価額比
固定資産税等	管理部門等の人件費比
事業所税	(2) 各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備	市内回線数比又は取扱量比
市外線路及び機械設備	市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帶域品目は3.4キロヘルツ、符号品目は64キロビットを1回線として換算する。）又は取扱量比
3 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務については、電報についてその営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は上記2の基準に準じて算定すること。	3 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務については、電報についてその営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は上記2の基準に準じて算定すること。
4 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。	4 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
5 用紙の大きさは日本工業規格A4列4番とすること。	5 用紙の大きさは日本工業規格A4列4番とすること。

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に対する傍線は注記である。

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第三条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に
対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。
）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対
象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章 略〕

第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備

備

〔第一節～第五節 略〕

第六節 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第三十九条の十）

第三章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

第一款 第一号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第三十六条の十一～第四十条）

第二款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十条の二～第四十四条の四）

第三款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十条の二～第四十四条の二）

第四款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）

第四章 第一種適格電気通信事業者の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第五款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十四条～第四十五条）

第六款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）

第七款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）

第八款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）

附則

〔定義〕

第三条 〔略〕

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

〔一～四の二 略〕

四の三 「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、第一種適格電気通信事業者が第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいうものをいう。

〔五～十三 略〕

第六節 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備

（第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備）

第三十六条の十 電気通信事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備における名目速度（電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項に規定する名目速度をいう。第四十五条において同じ。）に関し、国際的な標準に適合するものでなければならぬ。

改 正 前

目次

〔第一章 同上〕

第二章 〔同上〕

〔第一節～第五節 同上〕

〔第二節～第四節 同上〕

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十四条～第四十五条）

第六節 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策（第三十七条～第四十条）

第一款 第一号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第三十六条の十一～第四十条）

第二款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十条の二～第四十四条の二）

第三款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十四条～第四十五条）

第四款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）

第五款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）

第六款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）

第七款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）

第八款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）

第九款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）

第十款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条）

附則

〔定義〕

第三条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一～四の二 同上〕

四の三 「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいう。

〔五～十三 同上〕

〔新設〕

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

第一款 第一号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策
〔新設〕

(適用の範囲) 第三十六条の十一 この款の規定は、第一号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備について適用する。

第二款 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備

〔新設〕

(適用の範囲) 第四十一条の二 この款の規定は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備について適用する。

(準用)

第四十条の三 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三(第一項第三号及び第五号に係る部分に限る。)、第十六条の三及び第十六条の四の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

(適用除外)

第四十条の四 前条において準用する第五条、第八条、第十四条及び第十六条の四の規定は、利

用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

(準用)

第四十四条の二 「略」

「2~5 略」

第六節 第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備

(第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備)

第四十五条 電気通信事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備における名目速度に關し、国際的な標準に適合するものでなければならぬ。

(第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備)
第四章 第一種適格電気通信事業者の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第四十五条 「2~5 同上」
〔新設〕

第四章 適格電気通信事業者の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第四条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

をいう。) が毎秒三〇メガビット以上のものに限る。)

携帯電話・P H S アクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・P H S アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十一
---------------------	---	-------

[2～4 略]

(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告)

第九条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「第一種算定規則」という。)別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受ける電気通信事業者(第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。)若しくは分割又は譲渡しにより当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者(当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。)の毎月末の使用状況等(一部承継事業者等にあつては、承継又は譲受けがあつた月から第一種算定規則第二十七条第一項に規定する最終算定期までの月末の使用状況等に限る。)について、翌々月の二十日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に当たるときは、この日をもつて当該日とみなす。)までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第10(第2条第1項関係)

[表 略]

[注1～2 略]

3 ワイヤレス固定プロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の欄にその内容の項に当該契約数の合計数を記載すること。

4 注3に定めるもののほか、注記すべきことがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

5 [略]

6 [略]

様式第10の2(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告
契約数

年 月 日現在

をいう。) が毎秒三〇メガビット以上のものに限る。)

携帯電話・P H S アクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・P H S アクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十一
---------------------	---	-------

[2～4 同上]

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告)

第九条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「算定規則」という。)別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者(適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。)若しくは分割又は譲渡しにより当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者(当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。)は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号(一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。)の毎月末の使用状況等(一部承継事業者等にあつては、承継又は譲受けがあつた月から算定規則第二十七条第一項に規定する最終算定期までの月末の使用状況等に限る。)について、翌々月の二十日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に当たるときは、この日をもつて当該日とみなす。)までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第10(第2条第1項関係)

[表 同左]

[注1～2 同左]

[新設]

3 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

4 注3に定めるもののほか、注記すべきことがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

5 [同左]

6 [同左]

[新設]

サービスの種類 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス

事業者名

参考事項	区分		合計
	契約数(専用型)	契約数(共用型)	

注1 契約数(専用型)は、電気通信事業法施行規則第14条の3第1項第3号に規定するデータ伝送役務の契約数を記載すること。契約数(共用型)は、同号で規定されるデータ伝送役務以外のワイレス固定ブロードバンドアクセスサービスの契約数を記載すること。

2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

3 一の契約で複数のシステムを利用する場合は、一の契約数として報告すること。

4 他の電気通信事業者に対し、制電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。

5 他の電気通信事業者に対し、制電気通信役務を提供している場合には、「参考事項」の項目に当該事業者名、法人番号及び契約数をそれぞれ記載すること(「契約数(専用型)」に係るものに限る。)。

6 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項目にその内容を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第12(第2条第1項関係)

[表略]

[注1～5 略]

6 三・九一四世代移動通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサー

ビスを提供している場合には、「参考事項」の項目に当該契約数を記載すること。

7 注5及び注6に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項目にその内容を記載すること。

[注8 略]

様式第12の2(第2条第1項関係)

[表略]

[注1～4 略]

5 第五世代移動通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを

提供している場合には、「参考事項」の項目に当該契約数を記載すること。

6 注4及び注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項目に

様式第12(第2条第1項関係)

[表同左]

[注1～5 同左]

[新設]

6 注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項目にその内容を記載すること。

[注7 同左]

様式第12の2(第2条第1項関係)

[表同左]

[注1～4 同左]

[新設]

5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項目にその内容

その内容を記載すること。

を記載すること。

7 [略]
様式第12の3(第2条第1項関係)

第1表

[表略]

[注1～8 略]

9 ローカル5G通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを

提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。

10 注4から注9までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

[注1～8 同左]

9 注4から注8までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

[新設]

[注1～8 同左]

[表同左]

[第2表 略]

様式第13(第2条第1項関係)

第1表

[表略]

[注1～6 略]

7 広帯域移動無線アクセスシステムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサー

ビスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。

8 注4から注7までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

[注1～6 同左]

7 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

[新設]

[注1～6 同左]

[表同左]

[第2表 略]

様式第13の2(第2条第1項関係)

第1表

[表略]

[注1～6 略]

7 地域広帯域無線アクセスシステムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサー

ビスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。

8 注4から注7までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

[注1～6 同左]

[表同左]

[第2表 略]

様式第13の2(第2条第1項関係)

第1表

[表略]

[注1～6 同左]

[表同左]

[新設]

7 注4から注6までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

[新設]

〔第2表 略〕

備考 裁中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔第2表 同左〕

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第五条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

目次

〔第一章 略〕
〔第二章 第一種交付金〕
〔第一節～第三節 略〕
〔第一款～第三款 略〕

〔第四節 第一種交付金の交付の特例（第二十二条）〕

〔第三章 第一種負担金（第二十三条～第二十九条）〕

〔第四章 略〕

附則

(目的)

第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔一 略〕

二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九

条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

三 平均単価 第一種適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を第一種適格

電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。

五 算定対象加入者回線 合算算定対象加入者回線のうち各第一種適格電気通信事業者に係るもの

目次

〔第一章 同上〕
〔第二章 交付金〕
〔第一節～第三節 同上〕
〔第一款～第三款 同上〕

〔第四節 交付金の交付の特例（第二十二条）〕

〔第三章 負担金（第二十三条～第二十九条）〕

〔第四章 同上〕

附則

(目的)

第一条 この省令は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額、負担金の額の算定方法等を定め、もって基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とする。

(用語)

第一条 この省令は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額、負担金の額の算定方法等を定め、もって基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とする。

〔一 同上〕

二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

三 平均単価 適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものをいう。

五 算定対象加入者回線 合算算定対象加入者回線のうち各適格電気通信事業者に係るもの

るもの

〔六 略〕

(遵守義務)

第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条规定する電気通信事業者事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第二章 第一種交付金

(第一種交付金の額等の認可申請)

第四条 法第百九条第一項の規定による第一種交付金の額及び交付方法についての認可の申請は、様式、様式第一の申請書に、別表第一、別表第二の二及び別表第十の書類並びに第一種交付金の額の算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

(第一種交付金の額の算定方法等)

第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

〔一 略〕

二 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

三 法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一

額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

をいう。

〔六 同上〕

(遵守義務)

第三条 適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条规定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第二章 交付金

(交付金の額等の認可申請)

第四条 法第百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法についての認可の申請は、様式第一の申請書に、別表第一、別表第二の二及び別表第十の書類並びに交付金の額の算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

(交付金の額の算定方法等)

第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける第一号基礎的電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

〔一 同上〕

二 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

三 法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

五 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基础的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

2

第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額（第二十四条に規定する方法により算定した収益の額をいう。以下同じ。）に占める割合が施行令第五条第二項に規定する令第五条第二項に規定する割合（以下この項並びに第二十七条第六項及び第七項において単に「限度割合」という。）を超える場合は、前項の規定にかかるらず、法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、補填対象額から、次に掲げる額の合計額を控除する方法とする。

一 各第一種適格電気通信事業者の補填対象額に当該補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

イ 限度割合を超えることとなる全ての接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）について第二十七条第六項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により第一種適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該第一種適格電気通信事業者

ロ 限度割合を超えることとなる全ての第一種適格電気通信事業者について第二十七条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により第一種適格電気通信事業者ごとに算定した額のうち当該第一種適格電気通信事業者に係る額を合計した額

ハ 限度割合を超えないこととなる全ての接続電気通信事業者等について第二十七条第一項及び第二項の規定により第一種適格電気通信事業者ごとに算定した額のうち当該第一種適

五 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

2

第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額（第二十四条に規定する方法により算定した収益の額をいう。以下同じ。）に占める割合が施行令第五条第二項に規定する割合（以下この項並びに第二十七条第六項及び第七項において単に「限度割合」という。）を超える場合は、適格電気通信事業者が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、前項の規定にかかるらず、法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、補填対象額から、次に掲げる額の合計額を控除する方法とする。

一 各適格電気通信事業者の補填対象額に当該補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

イ 限度割合を超えることとなる全ての接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）について第二十七条第六項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額

ロ 限度割合を超えることとなる全ての適格電気通信事業者について第二十七条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額

ハ 限度割合を超えないこととなる全ての接続電気通信事業者等について第二十七条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額のうち当該第一種適格電気通信事業

格電気通信事業者に係る額を合計した額

二 限度割合を超えないこととなる第一種適格電気通信事業者（自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者に限る。）について当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額

二 当該第一種適格電気通信事業者（自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者に限る。以下この号において同じ。）が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が、限度割合を超える場合にあっては同条第七項の規定により第一種適格電気通信事業者ごとに算定した額を同条第一項及び第二項の規定により算定した額を合計した額、限度割合を超えない場合にあっては当該第一種適格電気通信事業者に係る額を合計した額を算定した額、限度割合を超える通信事業者の算定自己負担額

3 前二項の規定により算定した第一種交付金の額が、第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額以上となるときは、第一種交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額（当該控除して得た額が零以下の場合は、零）とする。

4 前項の規定により算定した第一種交付金の額が零となつた第一種適格電気通信事業者に関する規定により算定した第一種交付金の額が零となつた年度の翌年度以降に支援機関が行う法第百九条第一項の認可の申請（前項の規定により算定した第一種交付金の額が零とならない場合に限る）における第一種交付金の額の算定方法は、前三項の規定により算定した第一種交付金の額から、第一種交付金の額が零となつた年度の当該第一種適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の累積額（当該認可の申請があつた日の属する年度前にこの項の規定により控除した額がある場合にあっては、当該額を控除した額）を控除する場合にあっては、当該額を控除した額を下回らないように行うものとする。ただし、当該控除は控除して得た額が零を下回らないように行うものとする。

（原価等の届出）

第六条 法第百九条第二項の規定による原価及び収益の額の届出をしようとする第一種適格電気通信事業者は、年度ごとに、別表第一の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、それらの算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

2 次条各号に掲げる事項の届出をしようとする第一種適格電気通信事業者は、年度ごとに、同一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第一の二及び別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

（支援機関に届け出る事項）

第七条 法第百九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一 略〕

二 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

業者に係る額を合計した額

二 限度割合を超えないこととなる適格電気通信事業者（自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者に限る。）について当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

二 当該適格電気通信事業者（自ら交付金の交付を受けれる適格電気通信事業者に限る。以下この号において同じ。）が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が、限度割合を超える場合にあっては同条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額、限度割合を超えない場合にあっては当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

3 前二項の規定により算定した交付金の額が、基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額以上となるときは、交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額（当該控除して得た額が零以下の場合は、零）とする。

4 前項の規定により算定した交付金の額が零となつた（前項の規定により算定した交付金の額が零となつた年度の翌年度以降に支援機関が行う法第百九条第一項の認可の申請（前項の規定により算定した交付金の額が零とならない場合に限る。）における交付金の額の算定方法は、前三項の規定により算定した交付金の額から、交付金の額が零となつた年度の当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の累積額（当該認可の申請があつた日の属する年度前にこの項の規定により控除した額がある場合にあっては、当該額を控除した額）を控除する方法とする。ただし、当該控除は控除して得た額が零を下回らないように行うものとする。

（原価等の届出）

第六条 法第百九条第二項の規定による原価及び収益の額の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、別表第一の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、それらの算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

2 次条各号に掲げる事項の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、同一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第一の二及び別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

（支援機関に届け出る事項）

第七条 法第百九条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一 同上〕

二 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

〔三 略〕

四 前年度における第一種公衆電話機から発信する通信量と第一種公衆電話機以外の第一種適格電気通信事業者の公衆電話機（以下「第二種公衆電話機」という。）から発信する通信量とを合計したものに占める第一種公衆電話機から発信する通信量の割合

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出）

第八条 接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）は、支援機関の求めの求めに応じて、年度ごとに、年度経過後三月以内に、次に掲げる事項について、別表第三第一及び第一及び第二により支援機関に提出するものとする。

一 前年度における第一種適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続に関する（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）は、支援機関の求めの求めに応じて、年度ごとに、年度経過後三月以内に、次に掲げる事項について、別表第三第一及び第一及び第二により支援機関に提出するものとする。

二 前年度における前号に規定する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約

に関する当該第一種適格電気通信事業者との負担額等（当該卸電気通信役務の提供により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号口並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。）

二 前年度における前号に規定する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約

に関する当該第一種適格電気通信事業者との負担額等（当該卸電気通信役務の提供により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号口並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。）

二 前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）が、電気通信設備の接続又は卸電気通信役務の提供により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号口並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限り算出し、提出することができない場合には、これに代えて、前年度に代えて、前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等とそれを合計したものを、前年度に代えたものを、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等と第二種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを算出して、別表第三第三により支援機関に提出することができる。

（第一種交付金の額を算定するための収益の額の算出）

第九条 支援機関は、法第百九条第二項に規定する収益の額（施行規則第十四条第一号口並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を加える方法により当該第一種適格電気通信事業者ごとに第一種交付金の額を算定するための収益の額を算出するものとする。

一 前条第一項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額

二 前条第二項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額、施行規則第十四条第一号口に規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合に規定する割合を乗じて算定した負担額

〔三 同上〕

四 前年度における第一種公衆電話機から発信する通信量と第一種公衆電話機以外の適格電気通信事業者の公衆電話機（以下「第二種公衆電話機」という。）から発信する通信量とを合計したものに占める第一種公衆電話機から発信する通信量の割合

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出）

第八条 接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）は、支援機関の求めに応じて、年度ごとに、年度経過後三月以内に、次に掲げる事項について、別表第三第一及び第一及び第二により支援機関に提出するものとする。

一 前年度における適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続に関して当該第一種適格電気通信事業者との負担した額（以下「負担額」という。）、通信量及び単価（以下「負担額等」という。）（当該接続により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号口並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。）

二 前年度における前号に規定する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約

に関する当該第一種適格電気通信事業者との負担額等（当該卸電気通信役務の提供により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号口並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。）

二 前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）が、電気通信設備の接続又は卸電気通信役務の提供により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号口並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限り算出し、提出することができない場合には、これに代えて、前年度に代えて、前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等とそれを合計したものを、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等と第二種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを算出して、別表第三第二及び第三により支援機関に提出することができる。

（交付金の額を算定するための収益の額の算出）

第九条 支援機関は、法第百九条第二項に規定する収益の額（施行規則第十四条第一号口並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を加える方法により当該第一種適格電気通信事業者ごとに交付金の額を算定するための収益の額を算出するものとする。

一 前条第一項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額

二 前条第二項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額に、施行規則第十四条第一号口に規定する基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知)

第十一条 支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該第一種適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事業者であるものを除く。)について合計し、年度経過後三月以内に、第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

〔一 略〕

二 第八条第二項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額等に、施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額等

(設備管理部門及び設備利用部門)

第十二条 法第一百九条第二項の原価(以下「第一号基礎的電気通信役務原価」という。)は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門及び設備利用部門ごとに算定するものとする。

2 第一号基礎的電気通信役務原価は、接続会計規則に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門の電気通信役務であつて次に掲げるものに相当するものの提供に係る原価及び第一種指定設備利用部門に相当する部門の電気通信役務の提供に係る原価を基礎として算定するものとする。

〔一～四 略〕

(通信量等の記録)

第十三条 第一種適格電気通信事業者は、第一号基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る通信量(回線数及び信号伝送機能の利用回数(以下「通信量等」という。))について、別表

2 前項に規定する通信量等を記録しようとする第一種適格電気通信事業者は、その記録を、年度ごとに、年度経過後四月以内を期限として行い、その結果を三年間保存しておかなければならぬ。

第十五条 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価(施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台数削減」という。)に係るものを除く。)の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用して新しく構成するものとなるよう新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知す

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知)

第十一条 支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該第一種適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)について合計し、年度経過後三月以内に、適格電気通信事業者に通知するものとする。

〔一 同上〕

二 第八条第二項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額等に、施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務にあつては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額等

(設備管理部門及び設備利用部門)

第十二条 法第一百九条第二項の原価(以下「基礎的電気通信役務原価」という。)は、基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門及び設備利用部門ごとに算定するものとする。

2 基础的電気通信役務原価は、接続会計規則に定める第一種指定設備利用部門に相当する部門の電気通信役務であつて次に掲げるものに相当するものの提供に係る原価及び第一種指定設備利用部門に相当する部門の電気通信役務の提供に係る原価を基礎として算定するものとする。

〔一～四 同上〕

(通信量等の記録)

第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第一項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量(回線数及び信号伝送機能の利用回数(以下「通信量等」という。))について、別表

2 前項に規定する通信量等を記録しようとする適格電気通信事業者は、その記録を、年度ごとに、年度経過後四月以内を期限として行い、その結果を三年間保存しておかなければならぬ。

第十五条 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価(施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台数削減」という。)に係るものを除く。)の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるよう新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知す

通知する手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通信設備を次に掲げる事項を確保するよう新たに構成するものとして行うものでなければならない。

【一・五 略】

【3・4 略】

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第十七条 接続料規則第十二条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一條第一項

一般法定機能

第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）

第十一條第二項

一般法定機能

第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）

対象設備等

対象設備等

対象設備等

対象設備等

第十一條第三項

一般法定機能

法第三十三条第五項機能に係るものにあっては別表第一様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則別表第七第二の固定資産

る手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通信設備を次に掲げる事項を確保するよう新たに構成するものとして行うものでなければならない。

【一・五 同上】

【3・4 同上】

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第十七条 接続料規則第十二条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一條第一項

一般法定機能

適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）

第十一條第二項

一般法定機能

適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）

対象設備等

対象設備等

対象設備等

対象設備等

第十一條第三項

一般法定機能

法第三十三条第五項機能に係るものにあっては別表第一様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第七第二の固定資産帰属明細表の正味固

<p>〔略〕</p> <p>〔第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理〕</p> <p>第十七条の二 第一種適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>〔第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理〕</p> <p>第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として</p>
<p>〔同上〕</p> <p>〔第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理〕</p> <p>第十七条の二 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理〕</p> <p>第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として</p>
<p>〔同上〕</p> <p>〔第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理〕</p> <p>第十九条 設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、別表第十の定めるところにより設定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十四条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、第一号基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理〕</p> <p>第十九条 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、別表第十の定めるところにより設定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十四条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>〔同上〕</p> <p>〔第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理〕</p> <p>第二十条 前条第一項に規定する前年度に実際に要した第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価及び控除対象原価は、当該第一号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用に相当するものをいう。以下「設備利用費」という。）に次条の規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理〕</p> <p>第二十条 前条第一項に規定する前年度に実際に要した基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価及び控除対象原価は、当該基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用に相当するものをいう。以下「設備利用費」という。）に次条の規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。</p>

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第二十一条 業務規則第十一條(第三項ただし書及び第五項の規定を除く。)、第十二条(第五項の規定を除く。)及び第十三条の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一條第一項

一般法定機能

第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務(鉄道電気通信役務を含む。 以下「算定対象電気通信役務」という。)	〔略〕								
〔第一種交付金の交付の特例〕	〔第一種交付金の交付の特例〕	〔第一種交付金の交付の特例〕	〔第一種交付金の交付の特例〕	〔第一種交付金の交付の特例〕	〔第一種交付金の交付の特例〕	〔第一種交付金の交付の特例〕	〔第一種交付金の交付の特例〕	〔第一種交付金の交付の特例〕	〔第一種交付金の交付の特例〕

(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)

第二十一条 業務規則第十一條(第三項ただし書及び第五項の規定を除く。)、第十二条(第五項の規定を除く。)及び第十三条の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一條第一項

一般法定機能

適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務(鉄道電気通信役務を含む。 以下「算定対象電気通信役務」という。)	〔同上〕								
〔交付金の交付の特例〕	〔交付金の交付の特例〕	〔交付金の交付の特例〕	〔交付金の交付の特例〕	〔交付金の交付の特例〕	〔交付金の交付の特例〕	〔交付金の交付の特例〕	〔交付金の交付の特例〕	〔交付金の交付の特例〕	〔交付金の交付の特例〕

第二十二条 支援機関は、法第百九条第一項の規定により認可を受けた第一種交付金の額にかかる第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該事由が生じた時期以降に第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額から、当該接続電気通信事業者等が負担すべき第一種負担金の額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を減ずることができる。この場合において当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに第一種交付金の額から減ずができる第一種負担金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

〔一〇四 略〕

2 支援機関は、前項の規定により第一種交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる事由に係りて接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、当該納付

2 支援機関は、前項の規定により交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる事由に係りて接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、当該納付

は、当該納付された額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を、第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付しなければならない。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに交付すべき第一種交付金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

第三章 第一種負担金

(第一種負担金の限度に係る収益の額の算定方法)

第二十六条 法第百十条第一項ただし書の総務省令で定める方法は、接続電気通信事業者等を算定対象電気通信事業者とみなして、第二十四条（第二項を除く。）の規定を適用して算定する方法とする。

(第一種負担金の額の算定方法等)

第二十七条 法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、総務大臣が別に告示する方法により支援機関が第一種適格電気通信事業者ごとに算定する各月の一電気通信番号当たりの第一種負担金の額（以下この条において「番号単価」という。）に第四項の規定により総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数（以下これを乗じて得た額を合計することにより接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額を算定するものとする。ただし、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月（以下この条において「最終算定月」という。）については、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額に係る費用の額を加えた額と同額となるためには、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額と同額となるために必要な額に、各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を当該月の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に自ら交付金の交付を受けた数値（小数点以下七位未満を四捨五入して得た数値とする。））を乗じる方法とする。

2 各接続電気通信事業者等の前年度の第一種負担金の額の算定において、番号単価に最終算定期対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前項ただし書の規定により算定した額を控除して

された額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を、交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付しなければならない。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき負担金を基礎として交付金を交付すべき適格電気通信事業者が二以上あるときは、適格電気通信事業者ごとに交付すべき交付金の額は、当該適格電気通信事業者に交付すべき交付金の額の割合によるものとする。

第三章 負担金

(負担金の限度に係る収益の額の算定方法)

第二十六条 法第百十条第一項ただし書の総務省令で定める方法は、接続電気通信事業者等を算定対象電気通信事業者とみなして、第二十四条（第二項を除く。）の規定を適用して算定する方法とする。

(負担金の額の算定方法等)

第二十七条 法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、総務大臣が別に告示する方法により支援機関が適格電気通信事業者ごとに算定する各月の一電気通信番号当たりの負担金の額（以下この条において「番号単価」という。）に第四項の規定により総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数（以下これを乗じて得た額を合計することにより接続電気通信事業者等ごとの負担金の額を算定するものとする。ただし、同項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各適格電気通信事業者の補填対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月（以下この条において「最終算定月」という。）については、接続電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額と同額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額と同額となるために必要な額に、各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を、当該月の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に自ら交付金の交付を受けた数値（小数点以下七位未満を四捨五入して得た数値とする。））で除し数値とする。）を乗じる方法とする。

2 各接続電気通信事業者等の前年度の負担金の額の算定において、番号単価に最終算定期対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前項ただし書の規定により算定した額を控除して

除してなお残余があるときは、その残余の額は、当該年度の第一種負担金の額の算定に充てなければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額を合計する」とあるのは、「乗じて得た額を合計したものに次項に規定する残余の額を加える」とする。

3 支援機関は、番号単価を算定した場合は、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。）にその旨を通知するほか、速やかに、支援機関の主たる事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間、これを公表しなければならない。

4 総務大臣は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九条の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、第一種適格電気通信事業者及び第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等との電気通信番号の数を信番号の数を支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合には、直近において報告された電気通信番号の数を用いることができるものとする。

〔5 略〕

6 第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の、当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該接続電気通信事業者等の第一種負担金の総額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

7 第一種適格電気通信事業者が負担する第一項及び第二項の規定により算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたもの（以下「第一種負担金等の額」という。）の、当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該第一種適格電気通信事業者の第一種負担金等の額は、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

（第一種負担金の額等の認可申請等）

第二十八条 法第百十条第二項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法についての認可の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

第一種適格電気通信事業者ごとに算定した負担すべき額の合計額

二 接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額

三 第二十五条第一項又は第三項の規定に基づき算定対象電気通信事業者から提出された書類の写し

四 算定対象電気通信事業者の算定対象収益の算定方法

五 第一種負担金の徴収方法

六 第一種負担金の納付期限

〔七・八 略〕

2 支援機関は、前項の規定による申請後又は法第百十条第二項の認可後に第二十五条第二項の

なお残余があるときは、その残余の額は、当該年度の負担金の額の算定に充てなければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額を合計する」とあるのは、「乗じて得た額を合計したものに次項に規定する残余の額を加える」とする。

3 支援機関は、番号単価を算定した場合は、適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。）にその旨を通知するほか、速やかに、支援機関の主たる事務所において公衆の見やすいよう掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間、これを公表しなければならない。

4 総務大臣は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九条の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、第一種適格電気通信事業者及び負担金を納付すべき接続電気通信事業者等との電気通信番号の数を支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合には、直近において報告された電気通信番号の数を用いることができるものとする。

〔5 同上〕

6 第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の、当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該接続電気通信事業者等の負担金の総額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

7 適格電気通信事業者が負担する第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたもの（以下「負担金等の額」という。）の、当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該適格電気通信事業者の負担金等の額は、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

（負担金の額等の認可申請等）

第二十八条 法第百十条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法についての認可の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

第一種適格電気通信事業者ごとに算定した負担すべき額の合計額

二 接続電気通信事業者等ごとの負担金の額

三 第二十五条第一項又は第三項の規定に基づき算定対象電気通信事業者から提出された書類の写し

四 算定対象電気通信事業者の算定対象収益の算定方法

五 負担金の徴収方法

六 負担金の納付期限

〔七・八 同上〕

2 支援機関は、前項の規定による申請後又は法第百十条第二項の認可後に第二十五条第二項の

規定に基てお算定対象電気通信事業者からの回条第一項各項に掲げる事項を記載した書類の提出
があつたときは、趣意かど、申設書類の写しを総務大臣に提出しなければならぬ。
様式第1（第4条関係）

〔略〕
第一種交付金の額及び交付方法認可申請書

〔同左〕
交付金の額及び交付方法認可申請書

電気通信事業法第109条第1項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第一種交付金の額
注 第一種適格電気通信事業者ごとに記載すること。

〔2 略〕

様式第2（第28条関係）

第一種負担金の額及び徵収方法認可申請書

〔略〕

電気通信事業法第110条第2項の規定により、第一種負担金の額及び徵収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第一種負担金の額
注 略

〔2 略〕

別表第1（第6条関係）

法第108条第1項の規定による第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第一種適格電気通信事業者名

〔略〕

設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価
うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数	第一号基礎的電気通信役務原価
削減以外の原価	削減原価	削減原価	原価

規定に基てお算定対象電気通信事業者からの回条第一項各項に掲げる事項を記載した書類の提出
があつたときは、趣意かど、申設書類の写しを総務大臣に提出しなければならぬ。
様式第1（第4条関係）

〔同左〕
第一種負担金の額及び徵収方法認可申請書

〔同左〕
負担金の額及び徵収方法認可申請書

電気通信事業法第109条第1項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付金の額
注 適格電気通信事業者ごとに記載すること。

〔2 同左〕

様式第2（第28条関係）

第一種負担金の額及び徵収方法認可申請書

〔同左〕
負担金の額及び徵収方法認可申請書

電気通信事業法第110条第2項の規定により、負担金の額及び徵収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 負担金の額
注 同左

〔2 同左〕

別表第1（第6条関係）

法第108条第1項の規定による基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

適格電気通信事業者名

〔同左〕
適格電気通信事業者名

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価
うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数	うち第一種公衆電話機台数	第一号基礎的電気通信役務原価
削減以外の原価	削減原価	削減原価	原価

〔略〕

注1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該第一種適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信設備の提供により生じた第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた第一種適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとすること。

2 収益の額は、施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額に係る原価で除して得た数値に、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額を乗じて算定すること。

3 2の施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。

4 接続料規則第11条（第3項ただし書き及び第5項ただし書きの規定を除く。）、第12条（第5項の規定を除く。）及び第13条の規定は、3における施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第1項	「般社用機器	第一種適格電気通信事業者の提供による 第一号基礎的電気通信役務の提供に係 る交付金及び負担金算定等規則第十一 条第一項に規定する電気通信役務（電 気通信役務を除む。以下「算定対象 電気通信役務」といふ。）
第11条第2項	〔略〕	
第11条第3項	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係 る電気通信設備、附属設備並びに土地 及び施設
		第一号基礎的電気通信役務の提供に係 る電気通信設備、附属設備並びに土地 及び施設

〔略〕

注1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信設備の提供により生じた適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとすること。

第11条第1項	「般社用機器	電気通信役務の提供に係る交付金及び 負担金算定等規則第十一条第二項に規 定する電気通信役務（既電気通信役務 を除む。以下「算定対象電気通信役務」と いふ。）
第11条第2項	〔同左〕	
第11条第3項	対象設備等	基礎的電気通信役務の提供に係る電気 通信設備、附属設備並びに土地及び施 設
		基礎的電気通信役務の提供に係る電気 通信設備、附属設備並びに土地及び施 設

〔略〕	対象設備等の第一種指 定設備管理運営費	第一号基礎的電気通信役務の提供に係 る営業費用
〔略〕	〔略〕	〔略〕
5 〔略〕	1 の項 (3) 及び 2 の項 (3) の設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。	
6 〔略〕	別表第 1 の 2 (第 6 条関係) 第 7 条第 5 号に規定する事項 第一種適格電気通信事業者名	
〔表略〕	〔注 1 ~ 9 略〕	
10 〔略〕	自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算すること。 自己資本費用 = 第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額 (当該役務の提 供に係るものに限る。) × 自己資本比率 × 自己資本利益率	
〔11 略〕	〔11 同左〕	
〔12 略〕	〔12 同左〕	
〔13 略〕	〔13 同左〕	
14 〔略〕	利益対応税の額は、次に掲げる式により計算すること。 利益対応税 = (自己資本費用 + 第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額 (当該役務の提供に係るものに限る。) × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 利子相 当率) × 利益対応税率	
〔15 略〕	〔15 同左〕	
〔16 略〕	〔16 同左〕	
別表第 2 (第 6 条関係)	別表第 2 (第 6 条関係) 第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する事項	
第一種適格電気通信事業者名	適格電気通信事業者名	
〔略〕	〔同左〕	
〔表略〕	〔表同左〕	
〔注 略〕	〔注 同左〕	
別表第 2 の 2 (第 6 条関係)	別表第 2 の 2 (第 6 条関係) 第 7 条第 3 号及び第 4 号に規定する割合	
第一種適格電気通信事業者名	適格電気通信事業者名	

<p>〔略〕</p> <p>〔第1表・第2表 略〕</p> <p><u>別表第3</u> (第8条関係)</p> <p>第1 施行規則第14条第1号口並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表 (第8条第1項第1項第1号及び第2号に掲げるものに限る。)</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>(電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名 _____)</p> <p>〔表略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>〔第1表・第2表 同左〕</p> <p><u>別表第3</u> (第8条関係)</p> <p>第1 施行規則第14条第1号口並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表 (第8条第1項第1号及び第2号に掲げるものに限る。)</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>(電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 _____)</p> <p>〔表同左〕</p>
<p>第2 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>(電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名 _____)</p> <p>年度分</p> <p>(単位 回、秒、円)</p> <p>〔第1表～第3表 略〕</p>	<p>第2 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>(電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 _____)</p> <p>年度分</p> <p>(単位 回、秒、円)</p> <p>〔第1表～第3表 同左〕</p>
<p>第3 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表 (第8条第2項に2項に掲げるものに限る。)</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>(電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名 _____)</p> <p>年度分</p> <p>(単位 円)</p> <p>〔表略〕</p>	<p>第3 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表 (第8条第2項に掲げるものに限る。)</p> <p>電気通信事業者名 _____</p> <p>(電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名 _____)</p> <p>年度分</p> <p>(単位 円)</p> <p>〔表同左〕</p>
<p>第2 第1表</p> <p>〔表略〕</p>	<p>第2 第1表</p> <p>〔表同左〕</p>

注1 低速専用線二線式回線数の欄には、低速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。）であって二線式のものにつき記録することとし、低速專

注1 低速専用線二線式回線数の欄には、低速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。）であって二線式のものにつき記録することとし、低速專

用線四線式回線数の欄には、低速専用線であつて四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には、高速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。）であつて第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には、高速専用線であつて第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

2 ATMデータ伝送回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ATM一心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであつて一心式のものにつき回線数を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであつて二心式のものにつき回線数を記録すること。

〔第2表 略〕

第3表

注 ADSL地域IP回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

〔第4表～第7表 略〕

別表第8（第15条関係）

第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
〔略〕	〔略〕
緊急通報用専用線	Σ (緊急通報用専用線回線数(距離帯別) × 音声伝送専用線月額基本料) × 低減率 × 第一号基礎的電気通信役務対象通信比率

〔第2 略〕

別表第9の3（第17条の2関係）

第二種適格電気通信事業者名

第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表

年度分
(単位
円)

用線四線式回線数の欄には、低速専用線であつて四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には、高速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。）であつて第一種適格電気通信事業者の端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には、高速専用線であつて適格電気通信事業者の端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

2 ATMデータ伝送回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ATM一心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであつて一心式のものにつき回線数を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであつて二心式のものにつき回線数を記録すること。

〔第2表 同左〕

第3表

注 ADSL地域IP回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数の欄には、第一種適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

〔第4表～第7表 同左〕

別表第8（第15条関係）

第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
〔同左〕	〔同左〕
緊急通報用専用線	Σ (緊急通報用専用線回線数(距離帯別) × 音声伝送専用線月額基本料) × 低減率 × 基础的電気通信役務対象通信比率

〔第2 同左〕

別表第9の3（第17条の2関係）

第二種適格電気通信事業者名

第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表

年度分
(単位
円)

〔表略〕	
〔注1 略〕	2
「地名」と記載されている箇所には、当該第一種適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。	〔3 略〕
別表第9の4（第17条の2関係）	

<p>〔表同左〕</p> <p>〔注1 同左〕</p> <p>2 「地域名」と記載されている箇所には、当該適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。</p> <p>〔3 同左〕</p>
<p>別表第9の4（第17条の2関係）</p>

第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率

施行規則第14条第2号ハに係るもの

別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率

管理共通費

施行規則第14条第2号イに係るもの
電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した第一号基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率

施行規則第14条第2号ロに係るもの

管理共通費×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率
施行規則第14条第2号ハに係るもの
管理共通費×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率

別表第9の5（第17条の2関係）

第一種公衆電話機台数削減に係る区別費用明細表

第一種適格電気通信事業者名

別表第9の5（第17条の2関係）

第一種公衆電話機台数削減に係る区別費用明細表

適格電気通信事業者名

年度分
(単位 円)

[表略]

[注1 略]

2 「地域名」と記載されている箇所には、当該第一種適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。

[3 略]

[4 略]

[5 略]

6 「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第2号イ、ロ及びハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率を

公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率

施行規則第14条第2号ハに係るもの

別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率

管理共通費

施行規則第14条第2号イに係るもの
電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した基礎的電気通信役務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率

施行規則第14条第2号ロに係るもの

管理共通費×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
施行規則第14条第2号ハに係るもの
管理共通費×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率

別表第9の5（第17条の2関係）

第一種公衆電話機台数削減に係る区別費用明細表

第一種適格電気通信事業者名

年度分
(単位 円)

[表同左]

[注1 同左]

2 「地域名」と記載されている箇所には、当該適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。

[3 同左]

[4 同左]

[5 同左]

通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

別表第10（第19条関係）

設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表

第一種適格電気通信事業者名

それぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

別表第10（第19条関係）

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

適格電気通信事業者名

1 科目	2 科目 内訳	3 科目 内訳の 内容	4 控除原 価の内 容	5 前年 度に実 際に要 した第 一號基 礎的電 気通信 役務の 提供に 係る設 用部 原価	6 原 価か ら控除 原価を 控除し たもの のもの	7 原 価に 化乗 じた後 のもの	年度分 (単位 円)
1 科目	2 科目 内訳	3 科目 内訳の 内容	4 对象原 価の内 容	5 前年 度に実 際に要 した基 礎的電 気通信 役務の 提供に 係る設 用部 原価	6 原 価か ら控除 原価を 控除し たもの のもの	7 原 価に 化乗 じた後 のもの	年度分 (単位 円)
— 営業 イ 獲得費	(1) 窓口又は受付部門における電話の新規申込み、等付転送の受付割一等付サービスの受付く売若しくは販売	施行規則第14条第1号口並びに第2号イに規定の第一基礎的電気通信役務に係る原価	窓口又は受付部門における電話の新規申込み、等付転送の受付割一等付サービスの受付く売若しくは販売	施行規則第14条第1号口並びに第2号イに規定の第一基礎的電気通信役務に係る原価	窓口又は受付部門における電話の新規申込み、等付転送の受付割一等付サービスの受付く売若しくは販売	窓口又は受付部門における電話の新規申込み、等付転送の受付割一等付サービスの受付く売若しくは販売	年度分 (単位 円)
— 営業 イ 獲得費	(1) 口又は受付部門における電話の新規申込み、等付転送の受付割一等付サービスの受付く売若しくは販売	施行規則第14条第1号口並びに第2号イに規定の第一基礎的電気通信役務に係る原価	窓口又は受付部門における電話の新規申込み、等付転送の受付割一等付サービスの受付く売若しくは販売	施行規則第14条第1号口並びに第2号イに規定の第一基礎的電気通信役務に係る原価	窓口又は受付部門における電話の新規申込み、等付転送の受付割一等付サービスの受付く売若しくは販売	窓口又は受付部門における電話の新規申込み、等付転送の受付割一等付サービスの受付く売若しくは販売	年度分 (単位 円)

に係る 原価	(2) 販売部門における加入の申込、等の取り次はサス取若はに原
	規則第14条第1号口並びに第2号イに規定基礎的通信役務に係る原同号ハに規定基礎的電気通信役務の能動的活動によるもの

に係る 原価	規則第14号口並びに規定基礎的通信係の当的能営業活動によるもの
	規則第14条第1号口並びに第2号イに規定基礎的通信役務に係る原同号ハに規定基礎的電気通信役務の能動的活動によるもの

〔略〕	規則第14条第1号口並びに第2号イに規定基礎的通信役務に係る原同号ハに規定基礎的電気通信役務の能動的活動によるもの
	規則第14条第1号口並びに第2号イに規定基礎的通信役務に係る原同号ハに規定基礎的電気通信役務の能動的活動によるもの

(報奨金に係るも除外する。)以外のもの	又はデルカード販売作成等に係る原価	(6) 広報又は宣伝係る原価	第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動をするは係る原価	又はデルカード販売作成等に係る原価
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

又はデルカード販売作成等に係る原価	又はデルカード販売作成等に係る原価	又はデルカード販売作成等に係る原価	又はデルカード販売作成等に係る原価
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

			しくは 回収等 に係る 原価
		〔略〕	〔略〕
二 試験 研究費	イ 試験 研究費	(1) 利用者ネットワークサービス等の研究開発に係る原価	第一号基礎的電気通信役務の提供に直接接資する研究開発に係る原価以外のもの
	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
二 試験 研究費	イ 試験 研究費	(1) 利用者ネットワークサービス等の研究開発に係る原価	基礎的電気通信役務の提供に直接接資する研究開発に係る原価以外のもの
	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
(5) 法人部門における研究開発等に原価	第一号基礎的電気通信役務の提供に直接接資する研究開発に係る原価以外のもの	第一号基礎的電気通信役務の提供に直接接資する研究開発に係る原価以外のもの	基礎的電気通信役務の提供に直接接資する研究開発に係る原価以外のもの
三 管理 共通費	イ 営業 管理費	〔略〕	〔略〕
(3) 営業部門による業務に対する修理係り	施行規則第14条第1号及び第2号に規定する基礎的電気	〔同左〕	〔同左〕
三 管理 共通費	イ 営業 管理費	(3) 営業部門による修理係り	施行規則第14条第1号及び第2号に規定する基礎的電気

	通信役務に係る原価	務に係る原価
〔略〕	〔略〕	〔略〕
(13) 三の科目 (1) から(12)までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価(14)及び(15)に掲げるものを除く。)	施行規則第14条第1号及び第2号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価(14)及び(15)に掲げるものを除く。)	施行規則第14条第1号及び第2号に規定する基礎的電気通信役務に係る原価(14)及び(15)に掲げるものを除く。)
〔略〕	〔略〕	〔略〕
	注1 施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに記載すること。	注1 施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに記載すること。
〔2 略〕	〔2 同左〕	〔2 同左〕
3 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。	3 基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。	4 一の第一号基礎的電気通信役務と他の第一号基礎的電気通信役務とに関連する原価については、電気通信事業会計規則別表第2様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

く困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

[5 略]

附 則

(経過措置)

3 総務大臣は、法第百六条の支援機関の指定及び法第百八条第一項の第一種適格電気通信事業者の指定後に、第十五条第一項及び第十八条の通知をするものとする。

4 第六条第一項に規定する原価及び収益の額の届出、同条第二項に規定する届出、第八条に規定する電気通信設備との接続及び卸電気通信業務の利用に関する負担額等の提出、第十三条に規定する通信量等の記録、第十九条に規定する設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表の提出並びに第二十五条に規定する収益の額の提出に関する規定は、第一種適格電気通信事業者の指

信事業者の指定があつた年度の翌年度以降適用するものとし、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は提出をする事項は、当該指定があつた年度に終了する事業年度に係るものとする。ただし、当該指定が平成十五年三月三十一日までに行われる場合にあつては、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は提出をする事項は、平成十四年度に終了する事業年度に係るものとする。最初に届出をし、記録をし、又は提出をする事項は、平成十四年度に終了する事業年度に係るものとする。

5 第一種適格電気通信事業者は、第十三条に定めるところにより通信量等を記録することができるように記録している通信量等を用いることができる。

6 第一種適格電気通信事業者は、第六条第一項に定めるところにより原価及び収益の額を届け出るための記録、同条第二項に定めるところにより届け出るための記録及び第十九条に定めるところにより設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、第一種適格電気通信事業者が現に記録している

7 損益電気通信事業者は、第八条に定めるところにより電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、損益電気通信事業者等が現に記録している負担額等を提出することができる。

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 二 条 第二 項		平均単価	基準単価
		除して得口 グ加入者回線 に加えた額	除して得た額に、全 ての第一種適格電 気通信事業者のア ナログ加入者回線 に加えた額
[略]			

9 前項の場合において、第一種適格電気通信事業者は、第七条第一号の届出をするときは、併せて、第五条第一項第一号に規定する額を算定する際に用いるアナログ加入者回線の数及び加入者回線単価を届け出なければならない。この場合、第一種適格電気通信事業者は、第六条第二項に規定する別表第二に準じて作成した届出書にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、

は、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

[5 同左]

附 則

(経過措置)

3 総務大臣は、法第百六条の支援機関の指定及び法第百八条第一項の適格電気通信事業者の指定後に、第十五条第一項及び第十八条の通知をするものとする。

4 第六条第一項に規定する原価及び収益の額の届出、同条第二項に規定する届出、第八条に規定する電気通信設備との接続及び卸電気通信業務の利用に関する負担額等の提出、第十三条に規定する通信量等の記録、第十九条に規定する設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表の提出並びに第二十五条に規定する収益の額の提出に関する規定は、適格電気通信事業者の指定があつた年度の翌年度以降適用するものとし、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は提出をする事項は、当該指定があつた年度に終了する事業年度に係るものとする。ただし、当該指定が平成十五年三月三十一日までに行われる場合にあつては、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は提出をする事項は、平成十四年度に終了する事業年度に係るものとする。

5 適格電気通信事業者は、第十三条に定めるところにより通信量等を記録することができるので間は、これらに代えて、適格電気通信事業者が現に記録している通信量等を用いることができる。

6 適格電気通信事業者は、第六条第一項に定めるところにより原価及び収益の額を届け出るための記録、同条第二項に定めるところにより届け出るための記録及び第十九条に定めるところにより設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、適格電気通信事業者が現に記録しているものを提出することができます。

7 損益電気通信事業者は、第八条に定めるところにより電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、損益電気通信事業者等が現に記録している負担額等を提出することができる。

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 二 条 第三 項		平均単価	基準単価
		除して得た額 に加えた額	除して得口 グ加入者回線 における加入者回 線単価の標準偏差 の二倍の額を加 えた額
[同左]			

9 前項の場合において、適格電気通信事業者は、第七条第一号の届出をするときは、併せて、第五条第一項第一号に規定する額を算定する際に用いるアナログ加入者回線の数及び加入者回線単価を届け出なければならない。この場合、適格電気通信事業者は、第六条第二項に規定する別表第二に準じて作成した届出書にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、

類を添えて、提出しなければならない。
備考
表中の「」の記載は注記である。

提出しなければならない。

（第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第六条 第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
(勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用)	<p>第四条 事業会計規則第五条第一項前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同項前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</p>	<p>第四条 事業会計規則第五条第一項前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同項前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。</p>

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		附則 (経過措置等)	改正後
3	当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する第一号基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により届け出た契約約款に定める第一号基礎的電気通信役務（同号に規定するものに限る。）の料金を減免することができる。	当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する基礎的電気通信役務への円滑な移行その他の電気通信の健全な発達及び利用者の利益の保護を図るために特に必要と認める場合には、法第十九条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により届け出た契約約款に定める基礎的電気通信役務（同号に規定するものに限る。）の料金を減免することができる。	当分の間、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、同条第一号に規定する基礎的電気通信役務から同条第三号に規定する基礎的電気通信
備考	表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

		附則 (経過措置)	改 正 後
2	平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補填対象額の算定にあつては、別表第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。	平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補填対象額の算定にあつては、別表第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」とい	
2	平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補填対象額の算定にあつては、別表第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」とい	平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補填対象額の算定にあつては、別表第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」とい	

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正)

第九条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則（令和二年五月二五日総務省令第五三号）

附則（令和二年五月二五日総務省令第五三号）

改正後

改正前

（補填対象額の算定等の特例）

第二条 第一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間ににおいて、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「新規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条

三一 加入者回線単価 収容局ごとの二

法第一百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に

要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価のうち、施設執行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

三 平均単価 第一種適格電気通信事業者との対象原価の総額を合

算した額を第一種適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

四 算定対象原価 全てのアナログ

加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を

第二条

三二 加入者回線単価 収容局ごとの二

法第一百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務原価（一）法

第一百九条第二項の原価（以下「第一号基礎的電気通信役務原価」という。）のうち、設備管理部門の原価（施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送設備及びこれの附属設備の撤去（当該電気通信設備に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。）に係るもの）を除く。次号において同じ。）について、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備及びこれの附属設備の撤去（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。）に係るもの）を除く。次号において同じ。）について、第十二条第二項に規定する第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したもの）をいう。

三 平均単価 適格電気通信事業者

ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

四 算定対象原価 全てのアナログ

一号基礎的電気通信役務原価（二）第一号基礎的電気通信役務原価のうち、設備管理部門の原価について、対象設備等を、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号。以下「令和二年改正省令」という。）附則別表第一第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び

第二条

三二 基礎的電気通信役務原価（一）法第百九

条第二項の原価（以下「基礎的電気通信役務原価」という。）のうち、設備管理部門の原価（施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送設備のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。）に係るもの）を除く。次号において同じ。）について、第十二条第二項に規定する第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したもの）をいう。

三 平均単価 適格電気通信事業者

ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

四 算定対象原価 全てのアナログ

一号基礎的電気通信役務原価（二）基础的電気通信役務原価のうち、設備管理部門の原価について、対象設備等を、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号。以下「令和二年改正省令」という。）附則別表第一第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び

五 算定対象加入者回線 合算算定四	<p>合算したものであつて、各第一種適格電気通信事業者に係るものを行なう。</p> <p>六 〔略〕</p>
七 平均単価 (二) 第一種適格電気通信事業者ごとの対象原価 (二) の総額を合算した額を第一種適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。	<p>百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(第一号基礎的電気通信役務)のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。</p> <p>第六号において「対象原価(二)」といふ。()を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p>
八 算定対象原価 (二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属す	<p>百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(第一号基礎的電気通信役務)のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。</p> <p>第六号において「対象原価(二)」といふ。()を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p>

五 算定対象加入者回線 合算算定
対象加入者回線のうち各適格電気
通信事業者に係るものとします。

六 「同上」

四 第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。

八 加入者回線単価（一） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（一））のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第六号において「対象原価（一）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

七 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二））のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第七号において「対象原価（二）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

六 平均単価（一） 適格電気通信事業者ごとの対象原価（一）の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。

五 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二））のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第六号において「対象原価（一）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

四 第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。

第五条 第一項	次に掲げる額を合算して得た額	九 算定対象原価（二） 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（二）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。）に係る加入者回線単価（二）を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものを行う。
一 「同上」 二 法第一百九条第二項の原価のうち 施行規則第十四条第一号ハに規定 する基礎的電気通信役務の提供に		十 算定対象加入者回線（二） 合算算定対象加入者回線（二）のうち各適格電気通信事業者に係るものを行う。
一 次に掲げる額を合算して得た額 イ 算定対象原価（二）が平均原価（二）を 上回る場合の当該上回る額（各算定対象加 入者回線（一）の加入者回線単価（二）の	十一 算定対象加入者回線（二） 合算算定対象加入者回線（二）のうち各適格電気通信事業者に係るものを行う。 十二 「同上」 十三 「同上」	第一号に掲げる額に一から交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額

用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

イ [略]

ロ 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

のいずれか低い額
(1) 第一号基礎的電気通信役務原価(一)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

イ [同上]

ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

の低い額
(1) 基礎的電気通信役務原価(一)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

基礎的電気通信役務の提供に係るものに限り。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

二

次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限り。）のいずれか低い額

(1) 第一号基礎的電気通信役務原価

(2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ホ

次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限り。）のいずれか低い額

(1) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 第一号基礎的電気通信役務原価

(2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(1) 第一号基礎的電気通信役務原価

十四号第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限り。）のいずれか低い額

次(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第

通信役務の提供に係るものに限り。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

二

次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限り。）のいずれか低い額

(1) 基础的電気通信役務原価

(2) 基础的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ホ

次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限り。）のいずれか低い額

(1) 基础的電気通信役務原価

(2) 基础的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(1) 基础的電気通信役務原価

十四号第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限り。）のいずれか低い額

次(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第

(二) が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

八項 附則第								第七条 法第百九条第二項の原価		第七条 法第百九条第二項の原価	
第二号								[略]		[略]	
第二号								第一号基礎的電気通信役務の提供		第一号基礎的電気通信役務の提供	
単者るに者グア業通格一にて得除し得た額	価回加お回加ナ者信電の線入け線入口の事	価回加お回加ナ者信電の線入け線入口の事	平均単価	除して得た額	平均単価	第一号基礎的電気通信役務の提供	第一号基礎的電気通信役務の提供	第一号基礎的電気通信役務の提供	第一号基礎的電気通信役務の提供	第一号基礎的電気通信役務の提供	第一号基礎的電気通信役務の提供
（一）価平均単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）
第二条第七号	第二条第六号								第二条第七号	法第百九条第二項の原価	
（一）価平均単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）

八項 附則第								第七条 法第百九条第二項の原価		第七条 法第百九条第二項の原価	
第二号								[同上]		[同上]	
第二号								基础的電気通信役務の提供		基础的電気通信役務の提供	
標準単者るに者グア業通格一にて得除し得た額	価回加お回加ナ者信電の線入け線入口の事	価回加お回加ナ者信電の線入け線入口の事	平均単価	除して得た額	平均単価	基础的電気通信役務の提供	基础的電気通信役務の提供	基础的電気通信役務の提供	基础的電気通信役務の提供	基础的電気通信役務の提供	基础的電気通信役務の提供
（一）価平均単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）
第二条第七号	第二条第六号								第二条第七号	法第百九条第二項の原価	
（一）価平均単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）
第二条第七号	第二条第六号								第二条第七号	法第百九条第二項の原価	
（一）価平均単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）	（一）基準単価（二）

第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 基础的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

第三条 前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務原価の欄

別表第 〔略〕	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価	第六号 〔略〕	第一条 〔略〕
	平均単価	平均原価	標準偏差の二倍の額を加えた額
	基準単価	基準原価	標準偏差の二倍の額を加えた額
除して得た額			

第三条 前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務原価の欄

別表第 〔同上〕	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価	第六号 〔同上〕	第一条 〔同上〕
	平均単価	平均原価	標準偏差の二倍の額を加えた額
	基準単価	基準原価	標準偏差の二倍の額を加えた額
除して得た額			

気通信役務原価の区分に応じ、新規則第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、当該各号に定める区分に区分して行うものでなければならない。

一 第一号基礎的電気通信役務原価(一)（前条の規定により読み替えて適用する新規則第二

条第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務(一)をいう。以下同じ。）新規則別表第二

五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等との同表第一及び第二の右欄の設備区分

又は設備等区分

二 第一号基礎的電気通信役務原価(一)（前条の規定により読み替えて適用する新規則第二

条第三号に規定する第一号基礎的電気通信役務原価(一)をいう。以下同じ。）附則別表第一

第一第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等との同表第一及び第二の右欄の設備区分

又は設備等区分

三 前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる第一号基礎的電気通

信役務原価の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものでなければならない。

一 第一号基礎的電気通信役務原価(一) 資産にあつては新規則別表第六に掲げる正味固定

資産価額算定方法を用いて作成した新規則別表第七第一による固定資産明細表及び新規則別

表第七第二による固定資産帰属明細表、費用にあつては新規則別表第八第一に掲げる費用算

定方式、新規則別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した新規則別表第九

による設備区分別費用明細表

二 第一号基礎的電気通信役務原価(一) 資産にあつては附則別表第一に掲げる正味固定資

産価額算定方法を用いて作成した附則別表第三第一による固定資産明細表及び附則別表第三

第二による固定資産帰属明細表、費用にあつては附則別表第四第一に掲げる費用算定方式、

附則別表第四第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した附則別表第五による設備区

別費用明細表

四 第四条 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の第一号基礎的電気通

信役務原価(一)の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「脚註基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備」

とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

（令和二年総務省令第五十三号）附則第三条第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。

新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務

原価(一)の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「脚註基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

（令和二年総務省令第五十三号）附則第三条第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。

新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価

(一)の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【略】

第十七条

第一号基礎的電気通信役務の令和二年改正省令附則別表第一
提供に係る第一種交付金及び三
第一種負担金算定等規則別表

役務原価の区分に応じ、新規則第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、当該各号に定める区分に区分して行うものでなければならない。

一 基础的電気通信役務原価(一)（前条の規定により読み替えて適用する新規則第一条第二

号に規定する基础的電気通信役務原価(一)をいう。以下同じ。）新規則別表第五第一及び

第二の左欄の対象設備又は附属設備等との同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等

等区分

二 基础的電気通信役務原価(一)（前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第三

号に規定する基础的電気通信役務原価(一)をいう。以下同じ。）附則別表第一第一及び

第二の左欄の対象設備又は附属設備等との同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等

等区分

三 前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる基础的電気通信役務

原価の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものでなければならない。

一 基础的電気通信役務原価(一) 資産にあつては新規則別表第六に掲げる正味固定資産価

額算定方法を用いて作成した新規則別表第七第一による固定資産明細表及び新規則別表第七

第二による固定資産帰属明細表、費用にあつては新規則別表第八第一に掲げる費用算定方式

、新規則別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した新規則別表第九による

設備区分別費用明細表

二 基础的電気通信役務原価(一) 資産にあつては附則別表第二に掲げる正味固定資産価額

算定方法を用いて作成した附則別表第三第一による固定資産明細表及び附則別表第三第二に

よる固定資産帰属明細表、費用にあつては附則別表第四第一に掲げる費用算定方式、附則別

表第四第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した附則別表第五による設備区分別費

用明細表

四 第四条 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務

原価(一)の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「脚註基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

（令和二年総務省令第五十三号）附則第三条第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。

新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価

(一)の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【略】

第十七条

基礎的電気通信役務の提供に令和二年改正省令附則別表第一
係る交付金及び三
第一種負担金算定等規則別表第七

附則別表第4(附則第3条関係)

第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
〔略〕	
緊急通報用専用線	Σ {緊急通報用専用線回線数(距離帯別) × 音声伝送専用線月額基 本回線料(距離帯別) × 12} × 一般専用收支率 × 端末回線コスト低 減率 × 第一号基礎的電気通信役務対象通信比率

費用区分	算定方式
〔同左〕	
緊急通報用専用線	Σ {緊急通報用専用線回線数(距離帯別) × 音声伝送専用線月額基 本回線料(距離帯別) × 12} × 一般専用收支率 × 端末回線コスト低 減率 × 基礎的電気通信役務対象通信比率

備考 補助の〔 〕の記載は付録である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十六日）から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十の二、様式十一、様式十二の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は、報告期限が令和五年七月一日以降である報告から適用する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下この条において「新施行規則」という。）第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域については、当該単位区域が同号に該当しなくなつた場合にあつても、当該単位区域において、電気通信回線設備の規模（新施行規則第十四条の五第一項に規定する電気通信回線設備の規模をいう。）が新施行規則第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える電気通信事業者の数が一以下であるとき限り、当該単位区域は引き続き同号に該当するものとみなす。

2 この省令の施行の際現に新施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域については、当該単位区域が同号に該当しなくなつた場合にあつても、当該単位区域は引き続き同号に該当するものとみなす。

3 第二条の規定による改正後の電気通信事業会計規則の規定は、令和五年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者（専ら卸電気通信役務を利用して当該第二号基礎的電気通信役務を提供している者（事業用電気通信設備を設置している者を除く。）を除く。）は、この省令の施行の日から六月以内に、電気通信事業法第四十二条第一項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、第三条の規定による改正後の事業用電気通信設備規則で定める技術基準に適合することについて自ら確認し、同法第四十二条第三項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、その結果を総務大臣に届け出なければならない。

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）第十四条の三第一項第一号ロの規定に基づき、国際的な標準を次のように定め、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則第十四条の三第一項第一号ロの規定による国際的な標準は、国際電気通信連合標準化部門の勧告に定める規格のうち、次のいずれかとする。

- 一 I T U - T J . 122
- 二 I T U - T J . 222
- 三 I T U - T J . 224
- 四 I T U - T J . 225

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四十条の八の四第二号の規定に基づき、単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務を提供するため通常生ずると見込まれる一回線当たりの平均的な収入見込額を次のように定め、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則第四十条の八の四第二号の規定による単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる一回線当たりの平均的な収入見込額は、月額三千八百六十九円とする。

○ 総務省告示第 号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前	
(警察機関等の端末設備に送信する情報)			
第四条　規則第三十五条の二の四第二号（第四十五条の八第三項において読み替えて準用する場合並びに第四十四条の二第二項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。	2 「一・三 略」	2 規則第三十五条の六第二号（第三十五条の十四、第四十四条の二第五項、第四十五条の二第五項、第四十五条の八第七項七項及び第五十四条第二項において読み替えて準用する場合並びに第三十五条の二十第二項、第三十六条の六第二項、第四十五条の八第五項、第五十三条第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。	
「一・三 略」	「一・三 略」	「一・三 同上」	
〔3・4 略〕	〔3・4 略〕	〔3・4 同上〕	
(総合品質)			
第五条　規則第三十五条の二（規則第三十五条の五の二、第三十五条の十一、第四十四条の二第一項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十四条の二第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総合品質の基準は、I-TU-1-G.	2 規則第三十五条の六第二号（第三十五条の十四、第四十五条第五項、第四十五条の八第七項及び第五十四条第二項において読み替えて準用する場合並びに第三十五条の二十第二項、第三十六条の六第二項、第四十五条の八第五項、第五十三条第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。	2 「一・三 同上」	
〔2・3 略〕	〔2・3 同上〕	〔2・3 同上〕	
(ネットワーク品質)			
第六条　規則第三十五条の二の二（規則第四十四条の二第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。	2 「一・二 略」	2 規則第三十五条の二（規則第三十五条の五の二、第三十五条の十一、第四十五条第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による総合品質の基準は、I-TU-1-G. 114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を一五〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。	2 「一・二 同上」
〔2 同上〕	〔2 同上〕	〔2 同上〕	
(ネットワーク品質)			
第六条　規則第三十五条の二の二（規則第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準は、次のとおりとする。	2 「一・二 同上」	2 第一条の規定は、規則第三十五条の十二、第四十五条の二第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネット	3 第一条の規定は、規則第三十五条の十二、第四十五条第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の二の規定により電気通信事業者が維持するよう努めなければならないネットワーク品質の基準について準用する。この場合において、前項第一号中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と、前項第二号中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネ

ターネットプロトコル電話用設備に限る。）」と読み替えるものとする。

（安定品質）

プロトコル電話用設備に限る。）」と読み替えるものとする。

（安定品質）

第七条 規則第三十五条の二の三（規則第四十四条の二第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、メタルインターネットプロトコル電話用設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるために必要な次に掲げるいずれかの措置とする。

〔一・二 略〕

〔2 略〕

3 規則第三十五条の十三、第四十四条の二第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる措置とする。

〔一・二 略〕

〔4 略〕

（第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外）

〔2 同上〕

〔3 同上〕

3 規則第三十五条の十三、第四十五条第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる措置とする。

〔一・二 同上〕

〔4 同上〕

（基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外）

〔2 同上〕

〔3 同上〕

（第一種適格電気通信事業者の第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外）

〔2 同上〕

〔3 同上〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

○ 総務省告示第 号

電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）附則第三項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第二百三十二号（基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表の開示の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改 正 後	改 正 前
備考	<p>一 電気通信事業者が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項に規定する届出書又は同法第二十四条第一項に規定する報告書を内閣総理大臣に提出する会社である場合には、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を当該届出書又は報告書に記載するものとする。</p> <p>二 電気通信事業者が前号以外の会社であつて、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に該当する会社である場合には、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を次に掲げる方法のいずれかにより開示するものとする。</p> <p>〔ア～ウ 略〕</p>	<p>一 電気通信事業者が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項に規定する届出書又は同法第二十四条第一項に規定する報告書を内閣総理大臣に提出する会社である場合には、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を当該届出書又は報告書に記載するものとする。</p> <p>二 電気通信事業者が前号以外の会社であつて、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に該当する会社である場合には、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を次に掲げる方法のいずれかにより開示するものとする。</p> <p>〔ア～ウ 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。		

○ 総務省告示第 号

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金等算定規則（平成二十五年総務省令第二号）第二十七条第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百二十九号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正	後
(用語)		
第一条　この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）及び第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号。以下「算定規則」という。）において使用すべき用語の例によるとおり、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		
[一・一] 賦]		
〔一〕 前年度過不足額 次の式により算定する法第二百九条第一項及び第二百十条第一項の認可を受けることのない単位となる年度（以下「算定対象年度」という。）の前年度において支援機関が徴収する額から当該前年度の第一種適格電気通信事業者との補てん対象額の合計額と支援機関の支援業務に係る費用の額の合計額を控除した額をいい。		
前年度過不足額		
=算定対象電気通信番号の総数を用いて算定した算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月までの接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の総額の合計額		
+算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を第二種負担金の額の算定に用いる月までの第一種負担金の額に対応した第一種適格電気通信事業者との当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額		
-（算定対象年度の前年度の第一種適格電気通信事業者との補てん対象額（算定対象年度の前年度において、算定規則第5条第2項の規定が適用された場合には同項に規定する方法により控除する額（同項第1号に掲げる額に限る。）を控除した額とし、同条第3項の規定が適用された場合には同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額（同項の規定により算定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には零）とする。）の合計額		
+支援機関の支援業務に係る費用の額		
-算定対象年度の前年度の前年度過不足額		
〔二〕 年度過不足額 次の式により算定する法第二百九条第一項及び第二百十条第一項の認可を受けることのない単位となる年度（以下「算定対象年度」という。）の前年度において支援機関が徴収する額から当該前年度の第一種適格電気通信事業者との補てん対象額の合計額と支援機関の支援業務に係る費用の額の合計額を控除した額をいい。		
[一・二] 回上]		
〔一〕 前年度過不足額 次の式により算定する法第二百九条第一項及び第二百十条第一項の認可を受けることのない単位となる年度（以下「算定対象年度」という。）の前年度において支援機関が徴収する額から当該前年度の第一種適格電気通信事業者との補てん対象額の合計額と支援機関の支援業務に係る費用の額の合計額を控除した額をいい。		
前年度過不足額		
=算定対象電気通信番号の総数を用いて算定した算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの接続電気通信事業者等ごとの負担金の総額の合計額		
+算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの負担金の額に対応した適格電気通信事業者との当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額		
-（算定対象年度の前年度の適格電気通信事業者との補てん対象額（算定対象年度の前年度において、算定規則第5条第2項の規定が適用された場合には同項に規定する方法により控除する額（同項第1号に掲げる額に限る。）を控除した額とし、同条第3項の規定が適用された場合には同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額（同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には零）とする。）の合計額		
+支援機関の支援業務に係る費用の額		
-算定対象年度の前年度の前年度過不足額		
〔三〕 年度過不足額 次の式により算定する法第二百九条第一項及び第二百十条第一項の認可を受けることのない単位となる年度（以下「算定対象年度」という。）の前年度において支援機関が徴収する額から当該前年度の第一種適格電気通信事業者との補てん対象額の合計額と支援機関の支援業務に係る費用の額の合計額を控除した額をいい。		
予測前年度過不足額		
=算定対象電気通信番号の総数又は予測算定対象電気通信番号の総数を用いて算定した算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月までの接続電気通信事業者等ごとの負担金の総額の合計額		

合計額

+ 算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を第一種負担金の額の算定に用いる月までの第一種負担金の額に対応した第一種適格電気通信事業者ごとの当該第一種適格電気通信事業者ごとの当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

- (算定対象年度の前年度の第一種適格電気通信事業者ごとの補てん対象額(算定対象年度の前年度において算定規則第5条第3項の規定が適用される場合には同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額(同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合は零)とする。)の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額

- 算定対象年度の前年度の前年度過不足額)

(番号単価の算定方法)

第一条 番号単価は、原則として毎年度九月に次の式によつて算定するものとする。

番号単価

= 合算番号単価

× 当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額

÷ 第一種適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

2 前項の合算番号単価は、次の式によつて算定するものとする。

合算番号単価

= (第一種適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額

- 予測前年度過不足額)

÷ 算定対象年度の前年度の一月から算定対象年度の12月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計

3 第一項の規定によつて算定した番号単価は、原則として算定対象年度の前年度の一月末からの算定対象年度の六月末までの間ににおける算定対象電気通信番号の数に係る接続電気通信事業者等との第一種負担金の額の算定に用いるものとする。

4 算定対象年度の前年度の最終算定月が、前項に規定する番号単価を接続電気通信事業者等との第一種負担金の額の算定に用いる期間中の月となる場合には、同項の規定にかかわらず、第一項の規定により算定した番号単価は、原則として、当該期間における算定対象年度の前年度の前年度の最終算定月以外の月の算定対象電気通信番号の数に係る第一種負担金の額の算定に用いるものとし、同年度の法第百十条第二項の認可の申請に係る第一種負担金の額の算定に用いる当該第一種適格電気通信事業者による前年度残余額(算定規則第二十七条第二項の残余の額をいう。以下同じ。)を算定する場合には、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。

(番号単価の修正)

合計額

+ 算定対象年度の前々年度の1月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月から算定対象年度の前年度の12月の算定対象電気通信番号の数を負担金の額の算定に用いる月までの負担金の額に対応した適格電気通信事業者ごとの当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

- (算定対象年度の前年度の適格電気通信事業者ごとの補てん対象額(算定対象年度の前年度において算定規則第5条第3項の規定が適用される場合には同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額(同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には零)とする。)の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額

- 算定対象年度の前年度の前年度過不足額)

(番号単価の算定方法)

第一条 番号単価は、原則として毎年度九月に次の式によつて算定するものとする。

番号単価

= 合算番号単価

× 当該適格電気通信事業者の補てん対象額

÷ 適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

2 前項の合算番号単価は、次の式によつて算定するものとする。

合算番号単価

= (適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額

- 予測前年度過不足額)

÷ 算定対象年度の前年度の一月から算定対象年度の12月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計

3 第一項の規定によつて算定した番号単価は、原則として算定対象年度の前年度の一月末からの算定対象年度の六月末までの間ににおける算定対象電気通信番号の数に係る接続電気通信事業者等との第一種負担金の額の算定に用いるものとする。

4 算定対象年度の前年度の最終算定月が、前項に規定する番号単価を接続電気通信事業者等との第一種負担金の額の算定に用いる期間中の月となる場合には、同項の規定にかかわらず、第一項の規定により算定した番号単価は、原則として、当該期間における算定対象年度の前年度の最終算定月以外の月の算定対象電気通信番号の数に係る負担金の額の算定に用いるものとし、同年度の法第百十条第二項の認可の申請に係る負担金の額の算定に用いる当該適格電気通信事業者による前年度残余額(算定規則第二十七条第二項の残余の額をいう。以下同じ。)を算定する場合には、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。

(番号単価の修正)

第三条 前条第一項の細則並びに原電によって算定対象年度の四回に次に付けるものと同様の修正を受ける。

修正番号単価（本項の規定により修正した番号単価をいう。以下同じ。）

= 合算番号単価

×（各第一種適格電気通信事業者の補てん対象額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

- 当該第一種適格電気通信事業者に係る前年度過不足額

- 当該第一種適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額（当該番号単価を修正する月までに支援機関が徴収する第一種負担金の予定額をいう。以下この項及び第3項において同じ。）

- 当該第一種適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額に対応した当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額

- 当該番号単価

×当該第一種適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数の最後の月から当該修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月の前月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計）

÷（第一種適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額

- 前年度過不足額

- 第一種適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額

- 第一種適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

- 当該合算番号単価

×第一種適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数の最後の月の翌月から当該修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月の前月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計）

〔一 監〕

○ 指定の要件による読み替へて選択する際、他の要件による読み替へる場合。

修正合算番号単価

=（第一種適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額

- 前年度過不足額

- 第一種適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額

- 第一種適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

第三条 前条第一項の細則並びに原電によって算定対象年度の四回に次に付けるものと同様の修正を受ける。

修正番号単価（本項の規定により修正した番号単価をいう。以下同じ。）

= 合算番号単価

×（各適格電気通信事業者の補てん対象額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

- 当該適格電気通信事業者に係る前年度過不足額

- 当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額（当該番号単価を修正する月までに支援機関が徴収する負担金の予定額をいう。以下この項及び第3項において同じ。）

- 当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

- 当該番号単価

×当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数の最後の月の翌月から当該修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月の前月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計）

〔一 監〕

○ 指定の要件による読み替へて選択する際、他の要件による読み替へる場合。

修正合算番号単価

=（適格電気通信事業者の補てん対象額の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額

- 前年度過不足額

- 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額

- 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

—前条第2項の合算番号単価

×第一種適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数の最後の月の翌月から第1項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月の前月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計)

÷第1項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月から算定対象年度の12月末までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計

4 第1項（第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の修正番号単価は、接続電気通信事業者等との第一種負担金の額を算定する場合においては、原則としてその修正した年度の七月末から最終算定月の前月（最終算定月が算定対象年度の一月以降となる場合には十二月の月末までの間及び最終算定月が算定対象年度の十一月以前となる場合の当該最終算定月の翌月の月末から十二月末までの間（最終算定月が十一月となる場合には十二月末）における算定対象電気通信番号の数に係る第一種負担金の額の算定に用いるものとし、算定対象年度の法第百十条第二項の認可の申請に係る第一種負担金の額の算定に用いる当該第一種適格電気通信事業者に係る前年度残余額を算定する場合（最終算定月が算定対象年度の一月以降となる場合を除く。）においては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。

[5 略]

（端数処理）

第四条 支援機関は、第二条第一項の規定により算定した番号単価又は前条第一項の修正番号単価について、小数点以下八位未満の端数があるときは、原則としてこれを四捨五入するものとする。ただし、第一種負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認めるときは、当該端数を切り捨て又は切り上げができるものとする。

[2 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

—前条第2項の合算番号単価

×適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数の最後の月の翌月から第1項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月の前月までの間の予測算定対象電気通信番号の総数の合計)

÷第1項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数の月から算定対象年度の12月末までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計

4 第1項（第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の修正番号単価は、接続電気通信事業者等との負担金の額を算定する場合においては、原則としてその修正した年度の七月末から最終算定月の前月（最終算定月が算定対象年度の一月以降となる場合には十二月の月末までの間及び最終算定月が算定対象年度の十一月以前となる場合の当該最終算定月の翌月の月末から十二月末までの間（最終算定月が十一月となる場合には十二月末）における算定対象電気通信番号の数に係る負担金の額の算定に用いるものとし、算定対象年度の法第百十条第二項の認可の申請に係る負担金の額の算定に用いる当該適格電気通信事業者に係る前年度残余額を算定する場合（最終算定月が算定対象年度の一月以降となる場合を除く。）においては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。

[5 同上]

（端数処理）

第四条 支援機関は、第二条第一項の規定により算定した番号単価又は前条第一項の修正番号単価について、小数点以下八位未満の端数があるときは、原則としてこれを四捨五入するものとする。ただし、負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認めるときは、当該端数を切り捨て又は切り上げることができるものとする。

[2 回上]

○ 総務省告示第 号

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金等算定規則（平成二十五年総務省令第二号）第二十二条第一項第四号の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百五十二号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十二条第一項第四号に規定する総務大臣が別に定める事由を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後
二 〔略〕		
二 第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等が納付期限までにその第一種負担金の全部又は一部を納付しない場合であつて、支援機関が交付期限までに第一種適格電気通信事業者に対し交付金を交付するためには、支援機関の收支予算書に記載された借入限度額まで借入れをしてもなお不足で借入れをしてもなお不足があると見込まれるとき	二 負担金を納付すべき接続電気通信事業者等が納付期限までにその負担金の全部又は一部を納付しない場合であつて、支援機関が交付期限までに適格電気通信事業者に対し交付金を交付するためには、支援機関の收支予算書に記載された借入限度額まで借入れをしてもなお不足があると見込まれるとき	
備考 表中の「」の記載は注記である。		

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行に伴い、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）様式第二十七の三注四の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百三十六号（通信品質の測定条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	
「一・三 略」		
四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十（同令第四十五条の八第六項において準用する場合を含む。）に規定する接続品質、同令第三十五条の二（同令第二十五条の五の二、第三十五条の十、第四十四条の二第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十四条の二第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総合品質及び同令第三十五条の二の二（同令第三十五条の五の二、第三十五条の五の二、第三十五条の十、第四十五条第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において読み替えて準用する場合並びに第五十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する総合品質及び同令第三十五条の二の二（同令第三十五条の五の二、第三十五条の十二、第四十五条第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するネットワーク品質については、TTC標準JJ-101・01以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。	改 正 前	
「一・三 同上」		
四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十（同令第四十五条の八第六項において準用する場合を含む。）に規定する接続品質、同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の二、第三十五条の十、第四十五条第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する総合品質及び同令第三十五条の二の二（同令第三十五条の五の二、第三十五条の十二、第四十五条第四項、第四十五条の八第四項及び第六項、第五十三条第一項並びに第五十四条第一項において読み替えて準用する場合並びに第四十五条第一項、第四十五条の八第一項及び第五十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するネットワーク品質については、TTC標準JJ-101・01以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。	改 正 前	
「五・七 略」		
備考 表中の「」の記載は注記である。		
「五・七 同上」		